

五 内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。第二十七条の十二において同様）が発行する社債のうち、契約により、発行に際して応募額が総額に達しない場合に金融商品取引業者がその残額を取得するものとされるもの。

六 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託（以下「証券投資信託」という。）のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式又は出資に対する投資として運用しないものをいう。以下同じ。）の受益証券

七 公社債投資信託以外の証券投資信託（厚生労働省令で定めるものに限る。）の受益証券

第一節の二 勤労者財産形成貯蓄契約

（払出し又は譲渡の制限を受けない預貯金等に係る継続預入等の要件）

第三条 法第六条第一項第一号ロの政令で定める要件は、継続預入等（同号イ（一）に規定する継続預入等をいう。以下この条、第十三条の四第六項、第十三条の五、第十三条の七及び第十四条の四において同じ。）が、次に掲げる要件を満たす取決めに基づいて行われるものであることをする。

一 当該取決めが、預入等（法第六条第一項第一号ハに規定する預入等をいう。以下この条において同じ。）に係る金銭の払込みが行われる預貯金等（同号に規定する預貯金等をいう。以下預貯金等が預入等により当該継続預入等を行うこととするものの当該預入等（当該預入等を同じ。）で、これに係る金銭により当該継続預入等を行なうこととするもの）の払込みが同一の預貯金等が預入等を二回以上行うこととするものである場合にあつては、その最初の預入等）

二 当該取決めにおいて、当該継続預入等に係る預貯金等（預入等に係る金銭の払込みが行われる預貯金等を除く。）が、少なくとも、預貯金、合同運用信託又は有価証券のいずれであるかを明らかにしていること。

三 当該取決めにおいて、当該継続預入等が、その継続預入等に係る預入等に係る金銭の払込みが行われる金融機関等の営業所又は事務所（当該継続預入等に係る預貯金等につき移管が行われる場合には、その移管後の営業所又は事務所とし、以下この号において「営業所等」といいう。）と同一の営業所等において行われることとされていること。

（財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金又は返還貯蓄金に係る金銭による預入等に係る金銭の払込み）

第四条 勤労者が、法第六条第一項第一号ハに規定する預入等に係る金銭の払込みを財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金又は返還貯蓄金（法第六条第一項第一号イ（3）に規定する返還貯蓄金をいう。第二号、第九条及び第九条の五において同じ。）に係る金銭により行なう場合には、その払込みは、次に定めるところにより行ななければならない。

（財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金又は返還貯蓄金に係る金銭による預入等に係る金銭の払込み）

イ 起算日（法第六条の二第一項第六号又は第六条の三第二項第六号若しくは第三項第五号における十五第二号において同じ。）から起算して七年を経過した日において支払われるべき財産形成給付金又は財産形成基金給付金に係る金銭によつてのみ行うこと。

ロ 財形貯蓄取扱機関（法第六条第一項第一号に該当する契約の相手方である金融機関等をいいう。ハにおいて同じ。）と給付金支払機関（当該財産形成給付金に係る勤労者財産形成給付金契約を締結している信託会社等（当該勤労者に關し二以上の勤労者財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行う者として指定された者とする。）及び当該財産形成基金給付金に係る勤労者財産形成基金契約を締結している信託会社等又は銀行等（当該勤労者に關し二以上の勤労者財産形成基金契約が締結されている場合には、法第七条の二第一項の規定により財産形成給付金の支払に関する事務を一括して行う者として指定された者とする。）をいいう。ハにおいて同じ。）とが同一であるときは、当該勤労者が当該勤労者を雇用する事業主を經由して行う申出により、引き続き当該金融機関等に行うこと。

ハ 財形貯蓄取扱機関と給付金支払機関とが異なるときは、当該給付金支払機関が、当該勤労者を雇用する事業主を経由して当該勤労者が行う申出に基づき、当該勤労者に代わって行うこと。

二 返還貯蓄金に係る金銭により行なう払込みは、当該勤労者を雇用する事業主が、当該勤労者の申出に基づき、当該勤労者に代わって行うこと。（生命共済の事業を行なう者）

第五条 法第六条第一項第二号の政令で定める生命共済の事業を行う者は、次のとおりとする。

一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業（生命共済の事業を行なう農業協同組合連合会）

二 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第一項第四号の事業（生命共済の事業を行う消費生活協同組合連合会）

三 前二号に掲げるもののほか、法律の規定に基づく生命共済の事業を行う法人であつて、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣が指定するもの（継続払込みに係る金銭）

第六条 法第六条第一項第二号イ（二）の政令で定める金銭は、据え置かれた剩余金又は割戻金に係る利子に相当する金銭とする。（保険金等の支払に係る特別の理由）

第七条 法第六条第一項第二号ハの政令で定める特別の理由は、災害、不慮の事故、第三者の加害行為、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項又は第三項に規定する一類感染症又は二類感染症その他これらに類する特別の理由とする。（継続払込みに係る金銭）

第八条 法第六条第一項第二号への政令で定める金銭は、解約返戻金及び死亡等給付金（前条に定める特別の理由以外の理由により死亡した場合（重度障害の状態となつた場合を含む。第十三条の十二、第十三条の十七及び第十四条の八第三号において同じ。）において支払われる金銭をいう。第十三条の十一第二号、第十四条の八第三号及び第十八条において同じ。）とする。（財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金又は返還貯蓄金に係る金銭による保険料等の払込みに係る金銭の払込み）

第九条 第四条の規定は、勤労者が法第六条第一項第二号トに規定する保険料又は共済掛金の払込みを財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金又は返還貯蓄金に係る金銭により行なう場合について準用する。この場合において、第四条第一号ロ中「法第六条第一項第一号」とあるのは「法第六条第一項第二号」と、「金融機関等をいう」とあるのは「生命保険会社等をいう」と、「当該金融機関等」とあるのは「当該生命保険会社等」と読み替えるものとする。（継続払込みに係る金銭）

第九条の二 法第六条第一項第二号の二イ（二）の政令で定める金銭は、据え置かれた剩余金に係る利子に相当する金銭とする。（保険金の支払に係る特別の理由）

第九条の三 法第六条第一項第二号の二ハの政令で定める特別の理由は、災害、不慮の事故及び第三者的加害行為とする。（剩余金の据置期限に係る金銭）

第九条の四 法第六条第一項第二号の二への政令で定める金銭は、解約返戻金及び失効返戻金（前条に定める特別の理由以外の理由により死亡した場合において支払われる金銭をいう。第十三条の十六、第十四条の十五第二号及び第十八条の二において同じ。）とする。（財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金又は返還貯蓄金に係る金銭による保険料の払込みに係る金銭の払込み）

第九条の五 第四条の規定は、勤労者が法第六条第一項第二号の二トに規定する保険料の払込みを財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金又は返還貯蓄金に係る金銭により行なう場合について

準用する。この場合において、第四条第一号口中「法第六条第一項第一号」とあるのは、「法第六条第一項第二号の二」と、「金融機関等をいう」とあるのは、「損害保険会社をいう」と、「当該金融機関等」とあるのは、「当該損害保険会社」と読み替えるものとする。

第十一条 法第六条第一項第三号への政令で定める金額は、解約返戻金に係る金額及び第六条の利子に相当する金額とする。
(預貯金等に係る金額等による積立て又は購入に係る金額の払込み)

第十二条 勤労者が、法第六条第一項第三号へに規定する積立て又は購入に係る金額の払込みを同項第一号に該当する契約に基づく同号へに規定する預入等に係る預貯金等若しくはこれに係る利子等(同号イ(二)に規定する利子等をいう。以下同じ。)に係る金額若しくは同項第二号に該当する契約に係る保険金若しくは共済金に係る金額、剩余金若しくは割戻金に係る金額その他他政令で定める金額又は財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金に係る金額により行う場合には、その払込みは、当該勤労者を雇用する事業主を通じて行わなければならないものとし、かつ、財産形成給付金又は財産形成基金給付金に係る金額により払込みを行う場合には、起算日から起算して七年を経過した日において支払われるべき財産形成給付金又は財産形成基金給付金に係る金額によつてのみ行わなければならない。
(法第六条第一項第四号の政令で定める要件)

第十三条 法第六条第一項第四号の政令で定める要件は、勤労者が、同号の金融機関等の営業所又は事務所で、同号の金銭の積立て又は債券の購入に係る金銭の払込みを取り扱うものにおいて、同号に規定する預貯金等の預入等に関する契約に基づく当該預入等に係る金額の払込みを行うこととする。

第十四条 金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、勤労者財産形成貯蓄契約を締結した勤労者に対し、毎年、定期に、当該勤労者に係る当該契約に基づく法第六条第一項第一号(イ及びハを除く。)に規定する預入等に係る預貯金等の額又は当該契約に基づく保険料若しくは共済掛金の払込みに係る金額を、書面により通知しなければならない。

第十五条 前項の金銭の払込みを取り扱うものにおいて、当該勤労者の承諾を得て、当該通知すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他的情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、当該書面による通知をしたものとみなす。

第十六条 第一項の金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、前項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該勤労者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。前項の規定による承諾を得た金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、当該勤労者か

第十七条 前項の規定による承諾を得た金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、勤労者財産形成貯蓄契約を締結しようとすることを、転貸貸付けに係る貸付金により事業主、事業主団体(法第九条第一項に規定する事業主団体をいう。以下同じ。)若しくは福利厚生会社(同条第三項に規定する福利厚生会社勤労者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。)が行う住宅資金をいう。以下同じ。)が行う住宅資金の貸付け(以下「持家資金貸付け」と総称

一 持家資金貸付けを受けることができる勤労者の範囲
二 持家資金貸付けに係る貸付金の限度額、利率、償還期間その他持家資金貸付けについて必要な事項

三 持家資金貸付け(事業主、事業主団体又は福利厚生会社が行う持家資金貸付けにあつては、転貸貸付け)に必要な資金の調達に関する事項
四 第二項から第四項までの規定は、前項の規定による書面による明示について準用する。この場合において、第二項中「通知すべき事項」と定めるのは、「明示すべき事項」と、「当該書面による通知」とあるのは、「当該書面による明示」と読み替えるものとする。

第一節の三 勤労者財産形成年金貯蓄契約

2 前項の預貯金等の区分は、厚生労働省令で定める

(預貯金等に係る金額の払込みの時期、預貯金等の区分等)

第十三条の二 法第六条第二項第一号イに規定する預入等に係る金銭の払込みは、同号に該当する契約で定める最後の同条第一項第一号イに規定する預入等の日(以下「最後の預入等の日」という。)までの間において、毎年、当該契約で定める一定の時期に、同一の預貯金等の区分に属する預貯金等(第十三条の五第一号ロ及び第十三条の人第一項において「同種の預貯金等」という。)の法第六条第一項第一号イに規定する預入等を行うことにより、行わなければならない。

2 前項の預貯金等の区分は、厚生労働省令で定める
(預貯金等の預入等に関する契約に係る年金の支払期間)

第十三条の三 法第六条第二項第一号ロの政令で定める年数は、二十年とする。

(預貯金等の預入等に関する契約に係る年金支払額等)

第十三条の四 法第六条第二項第一号ロに規定する年金の支払は、年金支払開始日(同号ロに規定する年金支払開始日をいう。以下この条及び第十三条の六において同じ。)の前日までに定められた一回当たりの年金の支払額(以下この条において「年金支払額」という。)を、毎年、一定の時期に支払うことにより、行わなければならない。

2 年金支払額は、次の方法のいずれかにより算定されるものとし、当該方法による旨が、当該契約で定められなければならない。

一 年金支払額を年金支払期間(年金支払開始日から当該契約に基づく最後の年金の支払の日までの期間をいう。以下この条において同じ。)にわたつて同額とする方法
二 年金支払額を年金支払期間にわたつて一定期間ごとに同一の割合により通増させる方法
三 年金支払額を年金支払期間ごとに同一の額により定められる方法
四 前三号に掲げる方法のほか、厚生労働省令で定める方法

一 年金支払額を年金支払期間(年金支払開始日から当該契約に基づく最後の年金の支払の日までの期間をいう。以下この条において同じ。)にわたつて同額とする方法
二 年金支払額を年金支払期間にわたつて一定期間ごとに同一の割合により通増させる方法
三 年金支払額を年金支払期間ごとに同一の額により定められる方法
四 前三号に掲げる方法のほか、厚生労働省令で定める方法

一 年金支払開始日以後、前項の契約(厚生労働省令で定める方法により年金支払額が算定されるものを除く。)に係る預貯金等の利回りが当該契約に係る年金支払額が定められた日における当該預貯金等の利回りに比して低下したことにより当初の年金支払期間(当該年金支払額が定められた日における当該預貯金等の利回りに基づき算定される年金支払期間をいう。以下この項において同じ。)にわたつて年金の支払を行うことが困難となつた場合において、当該契約を締結した者が厚生労働省令で定めるところにより当該契約の相手方である金融機関等にその当初の年金支払期間にわたつて年金の支払が行われることを求める旨の申出を行つたときは、当該契約を締結した者に係る一回当たりの年金の支払額は、第一項の規定にかかるわらず、その当初の年金支払期間にわたつて年金の支払が行われるために必要な額(以下この条において「修正年金支払額」という。)とする。この場合における前項の規定の適用については、同項中「年金支払額」とあるのは、「次項に規定する修正年金支払額」と、同項第一号中「年金支払開始日」とあるのは、「第四項の厚生労働省令で定める日」とする。

4 前項の場合において、修正年金支払額による年金の支払は、当該契約に基づく年金の支払の日

のうち厚生労働省令で定める日から、毎年、一定の時期に行わなければならない。

5 第二項の契約(厚生労働省令で定める方法により年金支払額が算定されるものを除く。)を締結した者は、その配偶者(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十三条の十第三項において同じ。)が当該契約を締結した後重度障害の状態その他厚生

払額に一定の金額を加えて得た額（以下この条において「特例年金支払額」という。）による年金の支払の申出を行ったときは、当該契約を締結した者に係る一回当たりの年金の支払額は、当該申出のあつた日後日の厚生労働省令で定める日から当該年金支払開始日以後一定の期間を経過するまでの期間内の日で厚生労働省令で定める日までの期間（以下この項において「特例年金支払期間」という。）に係るものにあつては特例年金支払額とし、特例年金支払期間を経過した日から当該一定の期間を経過する日までの期間に係るものにあつては零とする。この場合において、特例年金支払額に剩余金等相当額を加えて得た額による年金の支払は、特例年金支払期間において、毎年、一定の時期に行われなければならない。

4 第一項及び前項に規定する剩余金等相当額は、一回当たりに支払われるべき年金（年金支払額又は特例年金支払額に係る部分を除く。）の支払に充てるべき法第六条第二項第二号に該当する契約に係る剩余金又は割戻金（法第六条第二項第一号ハへの政令で定める金額）

第十三条の十一 法第六条第二項第二号ハへの政令で定める金額は、次のとおりとする。

一 剩余金又は割戻金

三 駅政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）第六十二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第六十九条の規定に基づき支払われる返戻金のうち被保険者の死亡の場合に支払われるもの

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める金額
(法第六条第二項第一号ニの政令で定める額)

第十三条の十二 法第六条第二項第二号ニの政令で定める額は、次の各号に掲げる保険金又は共済金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被保険者が死亡した場合において保険金又は共済金が支払われることとされるべき生命保険契約等（次号に該当する生命保険契約等を除く。）に基づき支払われる当該保険金又は共済金（年金支払開始日に当該契約の相手方である生命保険会社等と年金（剩余金又は割戻金を加えることにより年金額を増額する場合における当該増額する額に係る部分を除く。）に基づき支払われる返戻金のうち被保険者の死亡の場合に支払われるもの）

（法第六条第二項第一号ニの政令で定める額）

第十三条の十三 法第六条第二項第三号ニの政令で定める額は、次の各号に掲げる保険金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被保険者が死亡した場合において保険金が支払われることとされている損害保険契約（次号に該当する損害保険契約を除く。）に基づき支払われる当該保険金（年金支払開始日に当該契約の相手方である損害保険会社と年金（剩余金を加えることにより年金額を増額する場合における当該増額する額に係る部分を除く。）の支払につき当該契約と同一の内容を定めた契約を生命保険契約等とみなすこととした場合においてその日に支払うべきこととなる保険料又は共済掛金の額に相当する額

二 被保険者が第七条に定める特別の理由により死亡した場合に限り保険金又は共済金が支払われることとされている生命保険契約等に基づき支払われる当該保険金又は共済金（当該被保険者が死亡した日（当該被保険者が重度障害の状態となつた日。第十三条の十七第二号、第十四条の十一第二号及び第十四条の十九において同じ。）までに払い込まれた保険料又は共済掛金の総額に厚生労働省令で定める数を乗じて得た額（財産形成給付金又は財産形成基金給付金による保険料等の払込みに係る金額の払込み）

三 同種の生命保険契約等に基づく保険料又は共済掛金の払込みを除く。）を行うことにより、行わなければならぬ。

2 第四条の規定は、前項の規定により行う金額の払込みについて準用する。この場合において、

同条各号列記以外の部分中「法第六条第一項第一号ハ」とあるのは「法第六条第二項第三号ト」と、同条第一号イ中「金錢」とあるのは「金錢（法第六条第二項第三号に該当する契約で定める

第十三条の十四 法第六条第二項第三号イに規定する保険料の払込みは、同号に該当する契約で定める最後の同号イに規定する保険料の払込みの日（以下「最後の保険料の払込みの日」という。）までの間において、毎年、当該契約で定める一定の時期に、同一の損害保険契約（同号に規定する損害保険契約をいう。以下この節において同じ。）の区分に属する損害保険契約（第十三条の十八第一項において「同種の損害保険契約」という。）に基づく同号イに規定する保険料の払込みを行うことにより、行わなければならぬ。

2 前項の損害保険契約の区分は、厚生労働省令で定める（損害保険契約に係る年金支払額等）
（法第六条第二項第三号ハへの政令で定める額）

第十三条の十五 第十三条の十の規定は、法第六条第二項第三号ロに規定する年金の支払について準用する。この場合において、第十三条の十第一項中「剩余金等相当額」とあるのは「剩余金相当額」と、同条第二項中「法第六条第二項第二号」とあるのは「法第六条第二項第三号」と、同条第三項中「生命保険会社等」とあるのは「損害保険会社」と、「剩余金等相当額」とあるのは「剩余金相当額」と、同条第四項中「剩余金等相当額」とあるのは「剩余金相当額」と、「剩余金又は割戻金」とあるのは「剩余金」と読み替えるものとする。
(法第六条第二項第三号ハへの政令で定める金額)

第十三条の十六 法第六条第二項第三号ハへの政令で定める金額は、剩余金、失効返戻金その他厚生労働省令で定める金額とする。
(法第六条第二項第三号ニの政令で定める額)

第十三条の十七 法第六条第二項第三号ニの政令で定める額は、次の各号に掲げる保険金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被保険者が死亡した場合において保険金が支払われることとされている損害保険契約（次号に該当する損害保険契約を除く。）に基づき支払われる当該保険金（年金支払開始日に当該契約の相手方である損害保険会社と年金（剩余金を加えることにより年金額を増額する場合における当該増額する額に係る部分を除く。）の支払につき当該契約と同一の内容を定めた契約を締結することとし、当該締結することとした契約を損害保険契約とみなすこととした場合においてその日に支払うべきこととなる保険料又は共済掛金の額に相当する額

二 被保険者が第九条の三に定める特別の理由により死亡した場合に限り保険金が支払われるべき生命保険契約に基づき支払われる当該保険金（当該被保険者が死亡した日までに払い込まれた保険料の総額に厚生労働省令で定める数を乗じて得た額

三 同種の生命保険契約等に基づく保険料の額に相当する額

2 第四条の規定は、前項の規定により行う金額の払込みについて準用する。この場合において、

同条各号列記以外の部分中「法第六条第一項第一号ハ」とあるのは「法第六条第二項第三号ト」と、同条第一号イ中「金錢」とあるのは「金錢（法第六条第二項第三号に該当する契約で定める

第十三条の十八 勤労者が、法第六条第二項第三号トに規定する保険料の払込みに係る金錢の払込み又は財産形成基金給付金による金錢により行う場合には、その払込みは、同号イに規定する保険料の払込みが行われた損害保険契約の属する損害保険契約の区分と同種の損害保険契約に基づく保険料の払込み（同号イに規定する保険料の払込みを除く。）を行うことにより、行わなければならぬ。

2 第四条の規定は、前項の規定により行う金額の払込みについて準用する。この場合において、

同条各号列記以外の部分中「法第六条第一項第一号ハ」とあるのは「法第六条第二項第三号ト」と、同条第一号イ中「金錢」とあるのは「金錢（法第六条第二項第三号に該当する契約で定める

第十三条の十九 第四条の規定は、前項の規定により行う金額の払込みについて準用する。この場合において、

同条各号列記以外の部分中「法第六条第一項第一号ハ」とあるのは「法第六条第二項第三号ト」と、同号ロ中「財形貯蓄取扱機関（法第六条第一項第一号」とあるのは「財形年金貯蓄取扱機関」とあるのは「財形年金貯蓄取扱機関」とあるのは「財形年金貯蓄取扱機関」と読み替えるものとする。

(勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る内容の変更手続)

第十三条の十九 勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結した勤労者は、当該契約についてその内容を変更しようとするときは、当該勤労者を雇用する事業主を経由して、当該契約で定める最後の保険料等の払込みの日又は最後の保険料等の払込みの日までに、その旨及びその旨と異なる事項を当該契約の相手方である金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社に申し出なければならない。(預貯金等の額の通知)

第十三条の二十 金融機関等は、勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結した者に対し、毎年、定期に、その者に係る当該契約に基づく法第六条第一項第一号(イ及びハを除く。)に規定する預入等に係る預貯金等の額を、書面により通知しなければならない。

2 第十三条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による書面による通知について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社」とあるのは、「金融機関等」と、「当該勤労者」とあるのは、「当該勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結した者」と読み替えるものとする。

3 生命保険会社等又は損害保険会社は、勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結した勤労者に対し、最後の保険料等の払込みの日又は最後の保険料の払込みに係る金額を、書面により通知しなければならない。

4 第十三条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による書面による通知について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社」とあるのは、「生命保険会社等又は損害保険会社」と読み替えるものとする。

第一節の四 勤労者財産形成住宅貯蓄契約

(預貯金等及びこれに係る利子等の払出し等の方法)

第十四条 勤労者が、勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭を法第六条第四項第一号ロに規定する頭金等その他第十四条の三に定める金銭の支払に充てようとするときは、当該預貯金等及びこれに係る利子等の払出し、譲渡又は償還(以下この条において「払出し等」という。)は、次のいずれかの方法により行わなければならない。

一 当該勤労者が持家としての住宅の取得又は持家である住宅の増改築等(法第六条第四項第一号ロに規定する増改築等をいう。以下この節において同じ。)(以下この節において「持家の取得等」といふ。)をした日から起算して一年を経過する日までの間に、当該持家の取得等に係る住宅の登記事項証明書その他の厚生労働省令で定める書類を当該契約の相手方である金融機関等に提出して、当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等(当該持家の取得等に要する費用の額以下の金額に限る。)の払出し等をする方法

二 当該勤労者が持家の取得等に係る住宅の建設若しくは増改築等の工事の請負契約書の写し又は売買契約書の写しを当該契約の相手方である金融機関等に提出して、当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等(当該預貯金等の額の九分の十の相当する額又は当該持家の取得等に要する費用の額のいずれか低い額以下の金額に限る。)の払出し等をし、当該払出し等の日から起算して二年を経過する日又は当該持家の取得等の日から起算して一年を経過する日のいずれか早い日までの間ににおいて、前号の厚生労働省令で定める書類を提出する方法

三 前号に掲げる方法により当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等の払出し等をした場合において当該持家の取得等に要する費用の額が当該払出し等に係る額を超えているときは、同号に規定する厚生労働省令で定める書類の提出の日から同号に規定する一日までの間ににおいて、当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等(当該超えている部分の額以下の金額に限る。)の払出し等をする方法

2 前項の住宅(持家として取得するものに限る。)に係る床面積、建築後の経過年数その他必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(法第六条第四項第一号ロの政令で定める工事)

第十四条の二 法第六条第四項第一号ロの政令で定める工事は、次に掲げる工事(当該工事と併せて行う当該工事に係る住宅と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。)で当該工事に要する費用の額が七十五万円を超えるものであることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものとする。

一 増築、改築、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替

二 一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住宅その他の用途に供することができるもののうち、その各部分を区分所有する者が区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替(前号に掲げる工事に該当するものを除く。)

イ その区分所有する部分の床(建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部(以下この号において「主要構造部」という。)である床及び最下階の床をいう。)の過半又は主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替

ロ その区分所有する部分の間仕切壁(主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要な間仕切壁をいう。)の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替(その間仕

ハ その区分所有する部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替(当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。)

三 家屋(前号の家屋にあつては、その各部分を区分所有する者が区分所有する部分に限る。)のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で厚生労働省令で定めるものの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替(前二号に掲げる工事に該当するものを除く。)

四 家屋について行う修繕又は模様替であつて、次に掲げる規定又は基準に適合させるもの(前三号に掲げる工事に該当するものを除く。)

イ 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三章及び第五章の四の規定

ロ イに掲げるもののほか、地震に対する安全性に係る基準であつて、厚生労働省令で定めるもの

五 家屋について行う厚生労働省令で定める租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(前各号に掲げる工事に該当するものを除く。)

六 家屋について行う厚生労働省令で定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替(前各号に掲げる工事に該当するものを除く。)

(法第六条第四項第一号ロの政令で定める金銭の支払)

第十四条の三 法第六条第四項第一号ロの政令で定める金銭の支払は、当該持家の取得等のために必要な費用に係る金銭の支払(厚生労働省令で定める借入金の支払を含み、同号ロに規定する頭金等の支払を除く。)とする。

第十四条の四 法第六条第四項第一号ハの政令で定める要件は、継続預入等が、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであることとする。

一 第三条に定める要件

二 当該継続預入等が、法第六条第四項第一号に該当する契約に基づく同号ロに規定する頭金等

その他の前条に定める金銭の支払(以下この号において「住宅取得資金の支払」という。)に充てるための解約による払出し又は譲渡をされた預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭のうち当該住宅取得資金の支払に充てられる金銭以外の金銭により行われるものであつて、次のイ及びロに掲げる要件を満たす取決めに基づいて行われるものであること。

イ 当該取決めが、当該契約の締結時にされたものであること。

ロ 第三条第二号及び第三号に掲げる要件

(法第六条第四項第一号ニの政令で定める事業主団体)

第十四条の五

法第六条第四項第一号ニの政令で定める事業主団体は、事業協同組合、一般社団法人又は一般財團法人で、住宅資金の貸付けの業務その他労働者の福祉を増進するための業務を行うものとする。

(法第六条第四項第一号ニの政令で定める方法)

第十四条の六 法第六条第四項第一号ニの政令で定める方法は、次のとおりとする。

一 財形住宅貯蓄取扱機関(法第六条第四項第一号に該当する契約の相手方である金融機関等をいう)から、又はそのあつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

二 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫から貸付けを受けて支払う方法

三 前二号に掲げる方法のほか、厚生労働省令で定める方法

(財産形成給付金又は財産形成基金給付金に係る金銭の払込み)

第十四条の七 第四条の規定は、労働者が法第六条第四項第一号亦に規定する預入等に係る金銭の払込みを財産形成給付金又は財産形成基金給付金に係る金銭により行う場合について準用する。

この場合において、第四条第一号口中「財形貯蓄取扱機関(法第六条第一項第一号)」とあるのは、「財形住宅貯蓄取扱機関」と読み替えるものとする。

(法第六条第四項第一号ハの政令で定める金銭)

第十四条の八 法第六条第四項第二号ハの政令で定める金銭は、次のとおりとする。

一 生存給付金(当該契約に係る保険期間又は共済期間の満了の日以前に支払われる理由(死亡及び重複障害の状態となつたこと並びに解約を除く)が発生した場合において支払われる金額をいう)

二 解約返戻金

三 剰余金又は割戻金(死亡等給付金又は被保険者若しくは被共済者が第七条に定める特別の理由により死亡した場合に支払われる保険金若しくは共済金と併せて支払われるものを除く)

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める金銭を

(保険金等の支払の方法)

第十四条の九 労働者が、労働者財産形成住宅貯蓄契約に基づく保険金又は共済金に係る金銭及び前条各号に掲げる金額(以下この条において「保険金等」という)を法第六条第四項第二号ハに規定する頭金等のその他次条に定める金額の支払に充てようとするときは、当該契約に基づく保険金等の支払は、次のいずれかの方法により行わなければならない。

一 当該労働者が持家の取得等をした日から起算して一年を経過する日までの間ににおいて、当該持家の取得等に係る住宅の登記事項証明書その他の厚生労働省令で定める書類を当該契約の相手方である生命保険会社等に提出して、当該契約に基づく保険金等(当該持家の取得等に要する費用の額以下の金額に限る。)の支払をする方法

二 当該労働者が持家の取得等をしようとしている間ににおいて、当該持家の取得等に係る住宅の建設若しくは増改築等の工事の請負契約書の写し又は売買契約書の写しを当該契約の相手方である生命保険会社等に提出して、当該契約に基づく保険金等(当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額の十分の九に相当する額又は当該持家の取得等に要する費用の額のいずれか低い額以下の金額に限る。)の支払をし、当該支払の日から起算して二年を経過する日又は当該持家の取得等の日から起算して一年を経過する日のいずれか早い日までの間ににおいて、前号の厚生労働省令で定める書類を提出する方法

三 前号に掲げる方法により当該契約に基づく保険金等の支払をした場合において当該持家の取得等に要する費用の額が当該支払に係る額を超えていたときは、同号に規定する厚生労働省令で定める書類の提出の日から同号に規定する早い日までの間ににおいて、当該契約に基づく保険金等(当該超えている部分の額以下の金額に限る。)の支払をする方法

2 第十四条第一項の規定は、前項の住宅(持家として取得するものに限る。)について準用する。

(法第六条第四項第一号ハの政令で定める金銭の支払)

第十四条の十 法第六条第四項第二号ハの政令で定める金銭の支払は、第十四条の三に定める金銭

(法第六条第四項第二号ニの政令で定める金銭)

第十四条の十一 法第六条第四項第二号ニの政令で定める金銭は、保険金又は共済金と併せて支払われる剰余金又は割戻金とする。

(法第六条第四項第二号ホの政令で定める額)

第十四条の十二 法第六条第四項第二号ホの政令で定める額は、次に掲げる保険金又は共済金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該保険金又は共済金の額が、被保険者又は被共済者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存しているとした場合(重度障害の状態となつたとした場合を除く。)に支払われるべき保険金又は共済金(以下この号において「満期保険金等」という。)の額を基準として定めるこことされている生命保険契約等に基づき支払われる保険金又は共済金満期保険金等の額の二倍に相当する額

二 前号に規定する生命保険契約等以外の生命保険契約等に基づき支払われる保険金又は共済金当該被保険者又は被共済者が死亡した日までに払い込まれた保険料又は共済掛金の総額に厚生労働省令で定める数を乗じて得た額

(法第六条第四項第一号ハの政令で定める方法)

第十四条の十三 法第六条第四項第二号ハの政令で定める方法は、次のとおりとする。

一 財形住宅貯蓄取扱機関(法第六条第四項第二号に該当する契約の相手方である生命保険会社等をいう)から、又はそのあつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

二 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫から貸付けを受けて支払う方法

三 前二号に掲げる方法のほか、厚生労働省令で定める方法

(財産形成給付金又は財産形成基金給付金に係る金銭による保険料等の払込みに係る金銭の払込み等をいう)

一 当該保険金又は共済金の額が、被保険者又は被共済者が保険期間又は共済期間の満了の日に生存しているとした場合(重度障害の状態となつたとした場合を除く。)に支払われるべき保険金又は共済金(以下この号において「満期保険金等」という。)の額を基準として定めることとされている生命保険契約等に基づき支払われる保険金又は共済金満期保険金等の額の二倍に相当する額

二 前号に規定する生命保険契約等以外の生命保険契約等に基づき支払われる保険金又は共済金当該被保険者又は被共済者が死亡した日までに払い込まれた保険料又は共済掛金の総額に厚生労働省令で定める数を乗じて得た額

(法第六条第四項第一号ハの政令で定める方法)

第十四条の十四 第四条の規定は、労働者が法第六条第四項第二号リに規定する保険料又は共済掛け金の払込みを財産形成給付金又は財産形成基金給付金に係る金銭により行う場合について準用する。

この場合において、第四条第一号口中「財形貯蓄取扱機関(法第六条第一項第一号)」とあるのは「財形住宅貯蓄取扱機関(法第六条第四項第二号)」と、「金融機関等をいう」と、当該金融機関等とあるのは「生命保険会社等をいう」と、当該生命保険会社等と、同号ハ中「財形貯蓄取扱機関」とあるのは「当該生命保険会社等」と、同号ハ中「財形住宅貯蓄取扱機関」と読み替えるものとする。

(法第六条第四項第三号ハの政令で定める金銭)

第十四条の十五 法第六条第四項第三号ハの政令で定める金銭は、次のとおりとする。

一 解約返戻金(被保険者が第九条の三に定める特別の理由以外の理由により重度障害の状態となつた場合において支払われるものを除く。)

二 剰余金(保険金、失効返戻金又は前号に規定する場合において支払われる解約返戻金と併せて支払われるものを除く。)

(満期返戻金等の支払の方法)

第十四条の十六 労働者が、労働者財産形成住宅貯蓄契約に基づく満期返戻金に係る金銭及び前条各号に掲げる金銭(以下この項において「満期返戻金等」という。)を法第六条第四項第三号ハに規定する頭金等のその他次条に定める金銭の支払に充てようとするときは、当該契約に基づく満期返戻金等の支払は、次のいずれかの方法により行わなければならない。

一 当該労働者が持家の取得等をした日から起算して一年を経過する日までの間ににおいて、当該持家の取得等に係る住宅の登記事項証明書その他の厚生労働省令で定める書類を当該契約の相手方である損害保険会社に提出して、当該契約に基づく満期返戻金等(当該持家の取得等に要する費用の額のいずれか低い額以下の金額に限る。)の支払をする方法

二 当該労働者が持家の取得等をしようとしている間ににおいて、当該持家の取得等に係る住宅の建設若しくは増改築等の工事の請負契約書の写し又は売買契約書の写しを当該契約の相手方である損害保険会社に提出して、当該契約に基づく満期返戻金等(当該契約に基づく保険料の払込みに係る金額の十分の九に相当する額又は当該持家の取得等に要する費用の額のいずれか低い額以下の金額に限る。)の支払をし、当該支払の日から起算して二年を経過する日又は当該

持家の取得等の日から起算して一年を経過する日のいずれか早いまでの間に、前号の厚生労働省令で定める書類を提出する方法

三 前号に掲げる方法により当該契約に基づく満期返戻金等の支払をした場合において当該持家の取得等に要する費用の額が当該支払に係る額を超えているときは、同号に規定する厚生労働省令で定める書類の提出の日から同号に規定するいづれか早い日までの間ににおいて、当該契約に基づく満期返戻金等（当該超えていた部分の額以下の金額に限る。）の支払をする方法

2 第十四条第二項の規定は、前項の住宅（持家として取得するものに限る。）について準用する。
（法第六条第四項第三号への政令で定める金銭の支払）

第十四条の十七 法第六条第四項第三号への政令で定める金銭の支払は、第十四条の三に定める金銭の支払とする。

（法第六条第四項第三号二の政令で定める金銭）

第十四条の十八 法第六条第四項第三号二の政令で定める金銭は、保険金と併せて支払われる剩余金とする。

（法第六条第四項第三号二の政令で定める額）

第十四条の十九 法第六条第四項第三号二の政令で定める額は、当該被保険者が死亡した日までに払い込まれた保険料の総額に厚生労働省令で定める数を乗じて得た額とする。

（法第六条第四項第三号への政令で定める方法）

第十四条の二十 法第六条第四項第三号への政令で定める方法は、次のとおりとする。

一 財形住宅貯蓄取扱機関（法第六条第四項第三号に該当する契約の相手方である損害保険会社をいう。）から、又はそのあつせんにより金融機関から貸付けを受けて支払う方法

二 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫から貸付けを受けて支払う方法

三 前二号に掲げる方法のほか、厚生労働省令で定める方法

第十四条の二十一 第四条の規定は、勤労者が法第六条第四項第三号リに規定する保険料を財産形成給付金又は財産形成基金給付金に係る金銭による保険料の払込み（財産形成基金給付金に係る金銭による保険料の払込み）

（財産形成基金給付金に係る金銭による保険料の払込み）

（預貯金等の額の通知等）

第十四条の二十二 第十三条第一項から第四項までの規定は勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結した金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社について、同条第五項の規定は勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結しようとする金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社について準用する。

2 第十三条规定から第四項までの規定は、前項において準用する同条第五項の規定による書面による明示について準用する。この場合において、同条第二項中「通知すべき事項」とあるのは「当該書面による明示」と読み替えるものとする。

第一節の五 転職した場合等における勤労者財産形成貯蓄契約等に係る預替え

（法第六条第六項の政令で定める場合及び事由）

第十四条の二十三 法第六条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この条、第十一条、第十四条の三十一第一号及び第二号並びに第十四条の二十六において同じ。）の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、法第六条第六項の政令で定める事由は、当該各号に掲げる場合において、当該新事業主との間で、当該新事業主が從前の契約（同項に規定する退職の後に新事業主をいう。以下この条、第十一条、第十四条の三十一第一号及び第二号並びに第十四条の二十六において同じ。）に雇用されることとなつた場合において、当該新事業主が從前の契約（同項に規定する退職の後に新事業主をいう。以下この条、第十一条、第十四条の三十一第一号及び第二号並びに第十四条の二十六において同じ。）に雇用され

る事由とする。

一 法第六条第六項に規定する退職の後に新事業主（同項に規定する新事業主をいう。以下この条、第十一条、第十四条の三十一第一号及び第二号並びに第十四条の二十六において同じ。）に雇用されることとなつた場合において、当該新事業主が從前の契約（同項に規定する退職の後に新事業主をいう。以下この条、第十一条、第十四条の三十一第一号及び第二号並びに第十四条の二十六において同じ。）に雇用され

定する従前の契約をいう。以下この節並びに第十四条の三十一第二号及び第三号において同じ。）の相手方である財形貯蓄取扱機関（同項に規定する財形貯蓄取扱機関をいう。以下この節並びに第十四条の三十一第一号及び第二号において同じ。）に当該労働者に代わって従前の契約に基づく預入等（法第六条第一項第一号ハに規定する預入等（財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭による金銭によるものを除く。）をいう。以下この節（第十四条の二十八第一項第一号ロ、第二項第一号ロ及び第三項第一号ロを除く。）、第十四条の三十一及び第十四条の三十五において同じ。）に係る金銭の払込み（生命保険契約等（勤労者財産形成貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約にあつては法第六条第一項第一号に掲げる生命保険契約をいい、勤労者財産形成年金貯蓄契約にあつては同条第二項第二号に掲げる生命保険契約等をいい。以下この節において同じ。）に基づく保険料又は共済掛金の払込み（財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭によるものを除く。）を含む。以下この節（第十四条の二十八第一項第一号ロ、第二項第一号ロ及び第三項第一号ロを除く。）第十四条の三十一及び第十四条の三十五において同じ。）を行いう旨の契約を締結することができないとき 当該転職

二 従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行つている事業主との雇用関係が終了することなく新事業主に雇い入れられた場合において、当該新事業主との間で、当該新事業主が従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関に当該労働者に代わって従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行う旨の契約を締結することができないとき 当該新事業主による雇入れ

三 従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行つてている事業主の他の事業場へ転勤した場合において、当該事業場において従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みの事務を取り扱うことができないとき 当該転勤

四 法第六条第九項の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、新事業主等（同項に規定する新事業主等をいう。次条において同じ。）を構成員とする事務代行団体（法第十四条第一項に規定する事務代行団体をいう。次条、第十四条の二十六第二号及び第十四条の三十五において同じ。）との間で従前の契約に係る払込代行契約（法第六条第九項に規定する払込代行契約をいう。次条、第十四条の三十三及び第十四条の三十五において同じ。）を締結す

ることができるないとき 第十四条の三十一各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる事由

五 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関が法律の規定に基づく措置として当該従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みの受入れに係る業務の停止を命ぜられたことにより、又は当該業務の停止を命ぜられた財形貯蓄取扱機関から当該業務に係る事業の譲渡を受けた財形貯蓄取扱機関が当該業務を行つてないことにより、当該金銭の払込みを行うことができない場合 当該業務の停止

六 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関が当該従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みの受入れに係る業務を廃止したことにより、当該金銭の払込みを行うことができない場合 当該業務の廃止

七 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関（前号に規定する場合における当該財形貯蓄取扱機関を除く。）が解散したことにより、当該従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込

みを行うことができない場合 当該解散

八 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関（前二号に規定する場合における当該財形貯蓄取扱機関を除く。）がその営業又は事業に係る免許、認可、承認又は登録を取り消されたことにより、当該従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行うことができない場合 当該免

許、認可、承認又は登録の取消し

九 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関（前二号に規定する場合における当該財形貯蓄取扱機関を除く。）が解消したことにより、当該従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込

みを行うことができない場合 当該解消

十 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関（前二号に規定する場合における当該財形貯蓄取扱機関を除く。）がその営業又は事業に係る免許、認可、承認又は登録を取り消されたことにより、当該従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行うことができない場合 当該免

許、認可、承認又は登録の取消し

十一 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関（前二号に規定する場合における当該財形貯蓄取扱機関を除く。）が解消したことにより、当該従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込

みを行うことができない場合 当該解消

十二 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関（前二号に規定する場合における当該財形貯蓄取扱機関を除く。）がその営業又は事業に係る免許、認可、承認又は登録を取り消されたことにより、当該従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行うことができない場合 当該免

許、認可、承認又は登録の取消し

十三 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関（前二号に規定する場合における当該財形貯蓄取扱機関を除く。）が解消したことにより、当該従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込

みを行うことができない場合 当該解消

十四 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関（前二号に規定する場合における当該財形貯蓄取扱機関を除く。）がその営業又は事業に係る免許、認可、承認又は登録を取り消されたことにより、当該従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行うことができない場合 当該免

許、認可、承認又は登録の取消し

十五 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関（前二号に規定する場合における当該財形貯蓄取扱機関を除く。）が解消したことにより、当該従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込

みを行うことができない場合 当該解消

十六 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関（前二号に規定する場合における当該財形貯蓄取扱機関を除く。）がその営業又は事業に係る免許、認可、承認又は登録を取り消されたことにより、当該従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行うことができない場合 当該免

許、認可、承認又は登録の取消し

十七 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関（前二号に規定する場合における当該財形貯蓄取扱機関を除く。）が解消したことにより、当該従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込

みを行うことができない場合 当該解消

十八 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関（前二号に規定する場合における当該財形貯蓄取扱機関を除く。）がその営業又は事業に係る免許、認可、承認又は登録を取り消されたことにより、当該従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行うことができない場合 当該免

許、認可、承認又は登録の取消し

行つてゐる場合における法第六条第六項の政令で定める場合は次に掲げる場合とし、同項の政令で定める事由は当該払込代行契約の締結とする。

一 当該新事業主等との雇用関係の終了の後に他の事業主に雇用されることとなつた場合若しくは当該新事業主等との雇用関係が終了することなく他の事業主に雇い入れられた場合において、当該他の事業主が当該払込代行契約による勤労者財産形成貯蓄契約の相手方である財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わつて当該勤労者に雇用された場合において、当該他の事業主との間に、当該他の事業主が当該払込代行契約による勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行う旨の契約を締結することができないときは、当該新事業主等の他の事業場へ転勤した場合において、当該事業場において当該払込代行契約による勤労者財産形成貯蓄契約の相手方である財形貯蓄取扱機関に当該勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る金銭の払込みの債務を取り扱うことができないとき。

二 次に掲げる場合（当該新事業主等との雇用関係が終了することなく他の事業主に雇い入れられた場合及び当該新事業主等との他の事業場へ転勤した場合を除く。）

イ 第十四条の三十一第一号又は第二号に掲げる場合に当該払込代行契約を締結している勤労者者にあつては、当該新事業主等が当該払込代行契約に係る勤労者財産形成貯蓄契約

財産形成貯蓄契約の相手方である財形貯蓄取扱機関のみに当該勤労者に代わつて新契約（法第六条第六項に規定する新契約をいう。）において同じ。）に基づく預入等に係る金銭の払込み（同項第一号に規定する金銭の払込みを除く。）において同

じ。）を行う旨の契約を締結することができる」となつた場合

ロ 第十四条の三十一第三号に掲げる場合に当該払込代行契約に係る勤労者財産形成貯蓄契約の相手方である財形貯蓄取扱機関のみに係る新契約に基づく預入等に係る金銭の払込み（同項第一号に規定する金銭の払込みを除く。）において同

じ。）は、当該勤労者を雇用する事業場において当該払込代行契約に係る勤労者財産形成貯蓄契約の相手方である財形貯蓄取扱機関のみに係る新契約に基づく預入等に係る金銭の払込み（同項第一号に規定する金銭の払込みを除く。）において同

じ。）を行つて新契約（法第六条第六項に規定する新契約をいう。以下この節において同じ。）に基づく最初の預入等に係る金銭の払込みに從前の契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等又は保険料若しくは共済掛金の払込みに係る金額の金銭及び次条に定める金額（第一号において「従前の契約に基づく金銭」という。）により行つた場合には、その払込みは、次に定めるところにより行わなければならない。

一 従前の契約に基づく金銭の全部（その額に千円未満の端数がある場合で厚生労働省令で定めるとときは、その端数を切り捨てて得た額）により行うこと。

二 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関が、当該勤労者を雇用する事業主（既に勤労者財産形成貯蓄契約（法第六条第一項第一号から第二号の二までに掲げる契約に係るものに限る。）を締結している勤労者が、当該事業主との間で、当該事業主が新契約の相手方である財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わつて当該新契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行う旨の契約を締結することができない場合（当該勤労者を雇用する事業場において当該新契約に基づく預入等に係る金銭の払込みの債務を取り扱うことができない場合を含む。）にあつては、当該事業主を構成員とする事務代行団体）及び新契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を経由して当該勤労者が行う申出に基づき、当該勤労者に代わつて行うこと。

（法第六条第六項の政令で定める期間）

第十四条の二十五 法第六条第六項の政令で定める期間は、一年（第十四条の二十三第一号から第四号までに定める事由のいずれかに該当することとなつた場合には、二年）とする。

（法第六条第六項の政令で定める期間）

第十四条の二十六 勤労者が、新契約（法第六条第六項に規定する新契約をいう。以下この節において同じ。）に基づく最初の預入等に係る金銭の払込みに從前の契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等又は保険料若しくは共済掛金の払込みに係る金額の金銭及び次条に定める金額（第一号において「従前の契約に基づく金銭」という。）により行つた場合には、その払込みは、次に定めるところにより行わなければならない。

一 従前の契約に基づく金銭の全部（その額に千円未満の端数がある場合で厚生労働省令で定めるとときは、その端数を切り捨てて得た額）により行うこと。

二 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関が、当該勤労者を雇用する事業主（既に勤労者財産形成貯蓄契約（法第六条第一項第一号から第二号の二までに掲げる契約に係るものに限る。）を締結している勤労者が、当該事業主との間で、当該事業主が新契約の相手方である財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わつて当該新契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行う旨の契約を締結することができない場合（当該勤労者を雇用する事業場において当該新契約に基づく預入等に係る金銭の払込みの債務を取り扱うことができない場合を含む。）にあつては、当該事業主を構成員とする事務代行団体）及び新契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を経由して当該勤労者が行う申出に基づき、当該勤労者に代わつて行うこと。

（法第六条第六項第一号の政令で定める金額）

第十四条の二十七 法第六条第六項第一号（同条第七項において準用する場合を含む。）の政令で定める金額は、保険金、共済金及び満期返戻金（以下この条において「保険金等」という。）並びに保険金等と併せて支払われる剩余金又は割戻金及びこれらの金銭に係る利子に相当する金額とする。

（法第六条第六項第三号の政令で定める事項）

第十四条の二十八 法第六条第六項第三号の政令で定める事項は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 新契約が預貯金等の預入等に関する契約である場合 次に掲げる事項

イ 法第六条第一項第一号口に掲げる事項

ロ 当該新契約に基づく預入等（法第六条第一項第一号ハに規定する預入等をいう。次項第一号口及び第三項第一号口において同じ。）に係る金銭の払込み（同条第六項第一号に規定する金銭の払込みを除く。次項第一号口及び第三項第一号口において同じ。）は、同条第一項第一号ハに定めるところにより行うものであること。

二 新契約が生命保険契約等である場合 次に掲げる事項

イ 従前の契約に係る生命保険の保険期間又は生命共済の共済期間は、三年から当該払込みが行われた期間を減じて得た期間以上であること。

二 新契約が生命保険契約等である場合 次に掲げる事項

イ 従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みが行われた期間が三年未満であるときは、当該新契約に係る生命保険の保険期間又は生命共済の共済期間は、三年から当該払込みが行われた期間を減じて得た期間以上であること。

二 新契約が生命保険契約等である場合 次に掲げる事項

イ 当該新契約に基づく保険料又は共済掛金の払込み（法第六条第一項第一号に規定する金銭の払込みを除く。）は、同条第一項第一号口ハに定めるところにより行うものであること。

二 新契約が生命保険契約等である場合 次に掲げる事項

イ 当該新契約に基づく保険料の払込み（法第六条第一項第一号ハからヘまでに掲げる事項）は、同条第一項第一号口ハに定めるところにより行うものであること。

二 新契約が生命保険契約等である場合 次に掲げる事項

イ 従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みが行われた期間が三年未満であるときは、当該新契約に係る損害保険の保険期間は、三年から当該払込みが行われた期間を減じて得た期間以上であること。

二 新契約が生命保険契約等である場合 次に掲げる事項

イ 従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込み（法第六条第一項第一号ハからヘまでに掲げる事項）は、同条第一項第一号口ハに定めるところにより行うものであること。

二 新契約が生命保険契約等である場合 次に掲げる事項

イ 当該新契約に基づく保険料又は共済掛金の払込み（法第六条第一項第一号に規定する金銭の払込みを除く。）は、同条第一項第一号口ハに定めるところにより行うものであること。

二 新契約が生命保険契約等である場合 次に掲げる事項

イ 当該新契約に基づく保険料の払込み（法第六条第一項第一号ハからヘまでに掲げる事項）は、同条第一項第一号口ハに定めるところにより行うものであること。

二 新契約が生命保険契約等である場合 次に掲げる事項

イ 法第六条第四項第一号口からニまでに掲げる事項

ロ 当該新契約に基づく預入等に係る金銭の払込みは、法第六条第四項第一号ホに定めるところにより行うものであること。

イ 従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みが行われた期間が五年未満であるときは、
当該新契約に係る生命保険の保険期間又は生命共済の共済期間は、五年から当該払込みが行
われた期間を減じて得た期間以上であること。

ロ 法第六条第四項第二号ハからチまでに掲げる事項

ハ 当該新契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みは、法第六条第四項第二号リに定めると
ころにより行うものであること。

三 新契約が損害保険契約である場合 次に掲げる事項

イ 従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みが行われた期間が五年未満であるときは、
当該新契約に係る損害保険の保険期間は、五年から当該払込みが行われた期間を減じて得た
期間以上であること。

ロ 法第六条第四項第三号ハからチまでに掲げる事項

ハ 当該新契約に基づく保険料の払込みは、法第六条第四項第三号リに定めるところにより行
うものであること。

四 第一節の六 解約の場合における労働者財産形成貯蓄契約に係る預替え

(法第六条第八項の政令で定める期間)

第五十条 第二十九条 法第六条第八項の政令で定める期間は、三年とする。

(法第六条第八項の政令で定める契約)

第五十一条 法第六条第八項の政令で定める契約は、同項の規定により労働者財産形成貯蓄契
約に該当するものとみなされた契約のうち、同項の規定により最後に同条第六項第一号の払込み
を行つた日から前条に定める期間を経過していないものとする。

第五十二条 第一節の七 転職した場合等における労働者財産形成貯蓄契約に係る払込みの特例

(法第六条第九項の政令で定める場合及び事由)

第五十三条 第二十九条 法第六条第九項の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項の政令
で定める事由は、当該各号に定める事由とする。

一 法第六条第六項に規定する退職の後に新事業主に雇用されることとなつた場合において、當
該新事業主との間で、当該新事業主が財形貯蓄取扱機関に当該労働者に代わって労働者財産形
成貯蓄契約(同項に規定する労働者財産形成貯蓄契約をいう。以下この節において同じ。)に
基づく預入等に係る金銭の払込みを行う旨の契約を締結することができないとき 当該退職

二 従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行つてある事業主との雇用関係が終了する
ことなく新事業主に雇い入れられた場合において、当該新事業主との間で、当該新事業主が財
形貯蓄取扱機関に当該労働者に代わって労働者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る金銭の
払込みを行う旨の契約を締結することができないとき 当該新事業主による雇入れ

三 従前の契約に基づく預入等に係る金銭の払込みを行つてある事業主の他の事業場へ転勤した
場合において、当該事業場において労働者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る金銭の払込
みの事務を取り扱うことができないとき 当該転勤

(法第六条第九項の政令で定める事業主)

第五十四条 第二十九条 法第六条第九項の政令で定める事業主は、新事業主(前条第三号に掲げる場合
にあつては、同号の事業主)とする。

(法第六条第九項の政令で定める期間)

第五十五条 第二十九条 その期間内に払込代行契約を締結する法第六条第九項の政令で定める期間は、
二年とする。

(法第六条第九項の政令で定める労働者財産形成貯蓄契約)

第五十六条 第二十九条 法第六条第九項の政令で定める労働者財産形成貯蓄契約及び同項の規定
により労働者財産形成貯蓄契約及び同条第六項の規定により労働者財産形成貯蓄契約に該当す
るものとみなされた契約とする。

(事務代行団体が行う金銭の払込み)

第五十七条 第二十九条 法第六条第九項の政令で定める労働者財産形成貯蓄契約及び同項の規定
により労働者財産形成貯蓄契約及び同条第六項の規定により労働者財産形成貯蓄契約に該当す
るものとみなされた契約とする。

(事務代行団体は、払込代行契約に基づき、労働者から労働者財産形成貯蓄契約は、労働者の既に締結
に基づく預入等に係る金銭の払込みのため金銭の交付を受けたときは、定期に、当該労働者に代
わつて当該金銭の払込みを行わなければならない。

(法第六条第九項第一号の政令で定める期間)

第五十八条 第二十九条 法第六条第九項第一号の政令で定める期間は、一年とする。

第二節 勞働者財産形成給付金契約

(信託等の範囲)

一 当該金銭信託に係る信託財産の運用が安定した収益の確保を目的として適正に行うこととさ
れているものであること。

二 当該金銭信託の受益権が譲渡することができないこととされているものであること。

三 当該金銭信託の受益権が譲渡することができないこととされているものであること。

四 法第六条の二第一項の政令で定める損害保険は、剩余金の分配が利差益に係る部分に限り行
われる生命保険とする。

五 法第六条の二第一項の政令で定める生命共済は、割戻金の割戻しが利差益に係る部分に限り行
われる生命共済とする。

六 法第六条の二第一項の政令で定める損害保険は、剩余金の分配が利差益に係る部分に限り行
われる損害保険とする。

七 法第六条の二第一項の政令で定める証券投資信託は、公社債投資信託及び第一条第三項第七号
に規定する公社債投資信託以外の証券投資信託とする。

八 法第六条の二第一項の政令で定める損害保険は、剩余金の分配が利差益に係る部分に限り行
われる生命保険とする。

九 法第六条の二第一項の政令で定める生命共済は、割戻金の割戻しが利差益に係る部分に限り行
われる生命共済とする。

十 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

十一 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

十二 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

十三 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

十四 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

十五 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

十六 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

十七 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

十八 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

十九 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

二十 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

二十一 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

二十二 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

二十三 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

二十四 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

二十五 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

二十六 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

二十七 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

二十八 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

二十九 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

三十 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

三十一 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

三十二 法第六条の二第一項の政令で定める信託の受益者等(信託の受益者等となることについての資格)

付金の直前に支払われるべきもの（以下この号において「前回分の給付金」という。）の支払日（同項第六号の規定により前回分の給付金が一時金として支払われるべきこととされているるをいう。）の翌日以後信託等に関する契約又は他の労働者財産形成給付金契約に基づき当該労働者のために最初に信託金その他の金銭の払込みが行われた日とする。ただし、前回分の給付金の支払についての起算日（同項第六号に規定する起算日をいう。次条第一項第四号、第二十一条及び第二十二条の二において同じ。）から七年を経過した日（以下この号、次条第一項第四号及び第二十二条において「七年経過日」という。）の六月前の日前に前回分の給付金に係る中途支払理由（法第六条の二第一項第六号に規定する中途支払理由をいう。）が生じないかつた場合において、同日から当該七年経過日までの間に、信託等に関する契約又は他の労働者財産形成給付金契約に基づき当該労働者のために信託金その他の金銭の払込み法第六条の二第一項第八号に規定する払込みを除く。）が行われたときは、当該七年経過日とする。

一 法第六条の二第一項第六号に規定する引継給付金については、当該引継給付金に係る信託等に関する契約に基づき同項第八号に規定する払込みに充てられた金銭に係る同項第六号に規定する給付金又は法第六条の三第三項第五号に規定する給付金の支払についての起算日とされいた日とする。

(特別の中途支払理由)
第二十一条の三 法第六

(特別の中途支払理由が生じた場合に支払われる給付金の支払)
第二十一条の四 法第六条の二第一項第六号の中途支払理由で政令で定めるものが生じた場合に支払われる給付金の支払は、次のいずれかの方法により行わなければならない。
一 前条の理由が生じた日から起算して六月以内に、労働者が充当の申出と併せて当該充当の申出に係る事業主又は労働者財産形成基金及び信託会社等又は銀行等を経由して行う給付金の支払の請求に基づき、当該信託会社等又は銀行等に対して当該給付金の全額を支払う方法
二 前条の理由が生じた後労働者が充當の申出を行わないこととなつた場合に、その旨の通知及び給付金の支払の請求に基づき、当該労働者に対して当該給付金の全額を支払う方法
(去りて)第一項第一号に規定するムスカ

第二十一条の五

(法第六条の二第一項第八号に規定するところ)
第二十一条 法第六条の二第一項第八号に規定する払込みは、信託等に関する契約に基づく信託の受益者等となつた労働者が当該契約に係る事業主及び信託会社等に対して行う同号に規定する申出（他の労働者財産形成給付金契約に基づく当該労働者のための最初の信託金その他の金銭の払込みが行われていない場合に行うものに限る。）と併せて行う同項第六号又は法第六条の第三項第五号に規定する給付金（前条第一号、第二十七条の九第一号又は第二十七条の二十第一号に掲げる方法により支払われるものに限る。以下この条、第二十七条の十及び第二十七条の二十一において「充當に係る給付金」という。）の支払の請求に基づき、当該充當に係る給付金が当該信託会社等に対して支払われることにより行われなければならない。
（法第六条の二第一項第九号の政令で定める要件）

二 が行われた信託金その他の金銭に係る給付金の全額が、一時金として支払われるべきこととされていてこと。
二 信託等に関する契約に係る法第六条の二第一項に規定する承認が第二十四条第一項の規定により取り消された場合には、当該契約は、解約されるものであること。

三 信託等に関する契約を締結していることにより、事業主が相手方である信託会社等から通常の条件に比し有利な条件による貸付けその他これに類する利益を受けないものであること。
(勤労者財産形成給付金契約の承認)

1

2 を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
厚生労働大臣は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該契約が法第六条の二第一項並びに法第七条の二第一項及び第三項並びに第十五条から前条までの規定に適合すると認めるときは、その申請を承認するものとする。

3

4 事業主及び信託会社等は、勤労者財産形成給付金契約について法第六条の「第一項第一号に規定する資格を新たに定めようとするとき、又は当該資格若しくは第十七条第三項に規定する基準を変更しようとするときは、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。」
5 第一項の規定は前項の承認を受けようとする場合について、第二項及び第三項の規定は前項の承認について準用する。この場合において、第二項中「法第六条の二第一項並びに法第七条の二

第一項及び第三項並びに第十五条から前条まで」とあるのは、「法第七条の二第三項及び第十六条又は第十七条第三項」と読み替えるものとする。

(勤労者財産形成給付金契約の承認の取消し)

第二十四条 厚生労働大臣は、勤労者財産形成給付金契約につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、当該契約に係る法第六条の二第一項に規定する承認を取り消すことができる。

一 法第六条の二第一項若しくは法第七条の二第一項若しくは第三項又は第十五条から第二十二条までの規定に適合しない事実があること。

二 前条第四項の承認を受けないで、同項に規定する事項の設定又は変更が行われたこと。

三 事業主及び次条第一項に規定する一括支払機関とされた信託会社等が同項の規定による届出をしなかつたこと。

四 事業主が第二十六条の規定による報告を同条の期限までにしなかつたこと。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により承認を取り消すときは、当該取消しに係る勤労者財産形成給付金契約を締結した事業主及び信託会社等に対し、書面によりその旨を通知する。

(一括支払機関の指定等の届出)

第二十五条 勤労者財産形成給付金契約について法第七条の二第一項に規定する財産形成給付金の支払に関する事務を一括して行う者(以下この項において「一括支払機関」という。)の指定又はその変更があつたときは、当該契約を締結している事業主及び当該指定又は変更により一括支払機関とされた信託会社等は、遅滞なく、厚生労働大臣に対し、書面によりその旨を届け出なければならない。

2 勤労者財産形成給付金契約が解約された場合(前条第一項の規定による承認の取消しにより解約された場合を除く。)には、当該解約に係る勤労者財産形成給付金契約を締結していた事業主及び信託会社等は、遅滞なく、厚生労働大臣に対し、書面によりその旨を届け出なければならない。

(報告の徵取)

第二十六条 厚生労働大臣は、勤労者財産形成給付金契約が法第六条の二第一項若しくは法第七条の二第一項若しくは第三項又は第十五条から第二十二条までの規定に適合しているかどうかを調査するため、勤労者財産形成給付金契約を締結した事業主又は信託会社等に対し、期限を指定して、当該契約に基づく信託金その他の金銭の払込みの状況、財産形成給付金の支払の状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

(信託金その他の金銭の払込みに係る金額の通知)

第二十七条 勤労者財産形成給付金契約を締結した信託会社等は、信託の受益者等とされた勤労者に対し、毎年、定期に、当該契約に基づき当該勤労者のために行われた信託金その他の金銭の払込みに係る金額を、書面により通知しなければならない。

2 第十三条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による書面による通知について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社」とあるのは、「信託会社等」と読み替えるものとする。

(信託等の範囲)

第二十七条の二 法第六条の三第二項の政令で定める信託は、次に掲げる要件を満たす金銭信託とする。

一 当該金銭信託に係る信託財産の運用が安定した収益の確保を目的として適正に行うこととされているものであること。

二 当該金銭信託に係る信託財産の運用に係る契約を締結していること。

三 当該金銭信託の受益権が譲渡することができないこととされているものであること。

2 法第六条の三第二項の政令で定める生命保険は、剩余金の分配が利差益に係る部分に限り行われる生命保険とする。

3 法第六条の三第二項の政令で定める生命共済は、割戻金の割戻しが利差益に係る部分に限り行われる生命共済とする。

4 法第六条の三第二項の政令で定める損害保険は、剩余金の分配が利差益に係る部分に限り行われる損害保険とする。

5 法第六条の三第二項の政令で定める証券投資信託は、公社債投資信託及び第一条第三項第七号に規定する公社債投資信託以外の証券投資信託とする。

(信託金等の額)

2 基金が同一の勤労者に関し二以上の第一種勤労者財産形成基金契約を締結する場合には、各第一種勤労者財産形成基金契約に基づき当該勤労者のために払込みを行うこととする信託金等の額の合計額は、基金の一事業年度につき十万円を超えるものであつてはならない。

(法第六条の三第二項第六号に規定する第二回目分以後の給付金及び引継ぎ付金の支払についての起算日)

第二十七条の四 法第六条の三第二項第六号の同号に規定する第二回目分以後の給付金及び引継ぎ付金の支払についての起算日として政令で定める日は、次に定めるところによる。

1 法第六条の三第二項第六号に規定する第二回目分以後の給付金については、当該第二回目分以後の給付金の直前に支払われるべき給付金(以下この号において「前回分の給付金」といいう。)の支払日(同項第六号の規定により前回分の給付金が一時金として支払われるべきこととされている日をいう。)の翌日以後信託等に関する契約又は他の第一種勤労者財産形成基金契約に基づき当該勤労者のために最初に信託金その他の金銭の払込みが行われた日とする。ただし、前回分の給付金の支払についての起算日(同項第六号に規定する起算日をいう。次条第一項第六号、第二十七条の六及び第二十七条の七において同じ。)から七年を経過した日(以下この号、次条第一項第六号及び第二十七条の六において「七年経過日」という。)の六月前

の日前に前回分の給付金に係る中途支払理由(法第六条の三第二項第六号に規定する中途支払理由をいう。)が生じなかつた場合において、同日から当該七年経過日までの間に、信託等に関する契約又は他の第一種勤労者財産形成基金契約に基づき当該勤労者のために信託金その他の金銭の払込み(法第六条の三第二項第八号に規定する払込みを除く。)が行われたときは、当該七年経過日とする。

2 法第六条の三第二項第六号に規定する引継ぎ付金については、当該引継ぎ付金に係る信託等に関する契約に基づき同項第八号に規定する払込みに充てられた金銭に係る法第六条の二第一項第六号に規定する給付金又は法第六条の三第三項第五号に規定する給付金の支払についての起算日とされていた日とする。

(法第六条の三第二項第六号の中途支払理由)

第二十七条の五 法第六条の三第二項第六号の政令で定める理由は、次のとおりとする。

一 勤労者財産形成時蓄契約等を締結している者でなくなつたこと。

二 当該基金に對し脱退の申出をしたため、当該基金の加入員(法第七条の四に規定する加入員をいう。以下同じ。)でなくなつたこと。

二 死亡したため、当該基金の加入員でなくなつたこと。

三 法第七条の十八第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつたため、当該基金の加入員でなくなつたこと。

四 基金の規約により定められており、当該基金の加入員でなくなつたこと。

五 第十五条の二に規定する者に該当することとなつたため、当該基金の加入員でなくなつたこと。

六 信託の受益者等とされた勤労者が当該基金を経由して行う給付金の支払の請求(当該給付金の支払についての起算日(前条第一号ただし書の場合にあつては、七年経過日の六月前の日と

し、同日から当該七年経過日までの間に法第六条の三第二項第八号に規定する払込みが行われたときは当該払込みが行われた日の翌日とする。以後他の第一種勤労者財産形成基金契約に基づき当該勤労者のために信託金その他の金銭の払込みが行われたときは、当該信託金その他の金銭に係る第一種財産形成基金給付金と一括して行う支払の請求に限る。次号において同じ。」で、当該勤労者に係る疾病、災害又は持家の取得を理由とするもの。七 信託の受益者等とされた勤労者が当該基金を経由して行う給付金の支払の請求で、前号において同項第一号から第五号までに掲げる理由が生じた場合には、当該契約を締結した基金は、信託の受益者等とされた勤労者財産形成基金契約を締結した基金は、信託の受益者等とされた勤労者について前項第一号から第五号までに掲げる理由が生じた場合には、当該契約の相手方である信託会社等に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(法第六条の三第二項第六号に規定する第二回目分以後の給付金に係る信託金その他の金銭の払込期間の始期)

第二十七条の六 法第六条の三第二項第六号の同号に規定する第二回目分以後の給付金の支払に係る信託金その他の金銭の払込みが行われる期間の始期として政令で定める日は、当該第二回目分以後の給付金の支払についての起算日(第二十七条の四第一号ただし書の場合にあつては、七年経過日の六月前の日(その日から当該七年経過日までの間に同項第八号に規定する払込みが行われたときは、当該払込みが行われた日の翌日))とする。

(法第六条の三第二項第六号に規定する引継ぎ付金に係る信託金その他の金銭の払込期間の終期)

第二十七条の七 法第六条の三第二項第六号の同号に規定する引継ぎ付金の支払に係る信託金その他の金銭の払込みが行われる期間の終期として政令で定める日は、当該引継ぎ付金の支払についての起算日から七年を経過した日の前日の六月前の日(その日前に当該勤労者について同号に規定する中途支払理由が生じた場合は、当該中途支払理由が生じた日とし、当該六月前の日以後当該七年を経過した日までの間に同項第八号に規定する払込みが行われた場合には、当該払込みが行われた日とする。)とする。

(法第六条の三第二項第六号の特別の中途支払理由)

第二十七条の八 法第六条の三第二項第六号の中途支払理由で政令で定めるものは、第二十七条の五第一項第三号又は第五号に掲げる理由で、勤労者が充当の申出を当該理由が生じた日から起算して六月以内に行なう旨の申出を行つた後に生じたものとする。

(法第六条の三第二項第六号の特別の中途支払理由が生じた場合に支払われる給付金の支払)

第二十七条の九 法第六条の三第二項第六号の中途支払理由で政令で定めるものが生じた場合には、支払われる給付金の支払は、次のいずれかの方法により行ななければならない。

一 前条の理由が生じた日から起算して六月以内に、勤労者が充当の申出と併せて当該充当の申出に係る事業主又は基金及び信託会社等又は銀行等を経由して行う給付金の支払の請求に基づき、当該信託会社等又は銀行等に対して当該給付金の全額を支払う方法

二 前条の理由が生じた後勤労者が充当の申出を行わないこととなつた場合に、その旨の通知及び給付金の支払の請求に基づき、当該勤労者に対して当該給付金の全額を支払う方法

(法第六条の三第二項第八号に規定する払込み)

が行われた信託金その他の金銭に係る給付金の全額が、一時金として支払われるべきこととされていること。

二 信託等に関する契約に係る法第六条の三第二項に規定する承認が第二十七条の二十五第一項の規定により取り消された場合には、当該契約は、解約されるものであること。

三 基金が信託等に関する契約を締結していることにより、当該基金の構成員である事業主が該契約の相手方である信託会社等から通常の条件に比し有利な条件による貸付けその他これに類する利益を受けないものであること。

(銀行等の範囲)

第二十七条の十二 法第六条の三第三項の政令で定める金融機関又は金融商品取引業者は、次のとおりとする。

一 銀行(内国法人に限る)、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び農林中央金庫並びに貯金の受入れをする農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

二 金融商品取引業者(内国法人に限る)

(有価証券の範囲)

第二十七条の十三 法第六条の三第三項の政令で定める有価証券は、第二条第三項に規定する有価証券(同項第五号に規定する社債にあつては、基金の構成員である事業主が発行する社債を除く。)とする。

(新規預入金等の額)

第二十七条の十四 法第六条の三第三項第二号の政令で定める額は、十万円とする。

2 基金が同一の勤労者に関して二以上の第二種勤労者財産形成基金契約を締結する場合には、各第一種勤労者財産形成基金契約に基づき当該勤労者について払込みを行うこととする新規預入金等の額の合計額は、基金の一事業年度につき十万円を超えるものであつてはならない。

(法第六条の三第三項第五号に規定する第二回目分以後の給付金及び引継ぎ付金の支払についての起算日)

第二十七条の十五

法第六条の三第三項第五号の同号に規定する第二回目分以後の給付金及び引継ぎ付金の支払についての起算日として政令で定める日は、次に定めるところによる。

一 法第六条の三第三項第五号に規定する第二回目分以後の給付金については、同号に規定する給付金(次条第一項第四号及び第五号、第二十七条の二十、第二十七条の二十二第一号並びに

第二十八条の十三において「給付金」という。)で当該第二回目分以後の給付金の直前に支払われるべきもの(以下この号において「前回分の給付金」という。)の支払日(法第六条の三

第三項第五号の規定により前回分の給付金が一時金として支払われるべきこととされている日をいう。)の翌日以後預貯金の預入等に関する契約又は他の第二種勤労者財産形成基金契約に基づき当該勤労者について最初に預入金等の払込みが行われた日とする。ただし、前回分の給付金の支払についての起算日(法第六条の三第三項第五号に規定する起算日をいう。次条第一項第四号、第二十七条の十七及び第二十七条の十八において同じ。)から七年を経過した日(以下この号、次条第一項第四号及び第二十七条の十七において「七年経過日」という。)の六月

前の日前に前回分の給付金に係る中途支払理由(法第六条の三第三項第五号に規定する中途支払理由をいう。)が生じなかつた場合において、同日から当該七年経過日までの間に、預貯金の預入等に関する契約又は他の第二種勤労者財産形成基金契約に基づき当該勤労者について預入金等の払込み(法第六条の三第三項第七号に規定する払込みを除く。)が行われたときは、

当該七年経過日とする。

二 法第六条の三第三項第五号に規定する引継ぎ付金については、当該引継ぎ付金に係る預貯金の預入等に関する契約に基づき同項第七号に規定する払込みに充てられた金銭に係る法第六条の第二項第六号に規定する給付金又は法第六条の三第三項第五号に規定する給付金の支払についての起算日とされていた日とする。

第二十七条の十一 法第六条の三第二項第九号の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 信託等に関する契約が解約された場合には、当該契約に係る信託の受益者等とされた勤労者のすべてに対し、それぞれ、その解約の日までに当該契約に基づき当該勤労者のために払込みなければならない。

(法第六条の三第二項第九号の政令で定める要件)

第四節 勤労者財産形成基金

(法第七条の七第二項の政令で定める関係)

第二十八条 法第七条の七第二項の政令で定める関係は、事業主がその雇用する勤労者のための福祉施設を共同で設置し、又は運営していることその他事業主がその雇用する勤労者の福祉を増進するため必要な業務を継続して共同で行うに足りる密接な関係とする。

(設立に必要な勤労者数)

第二十八条の二 法第七条の九第一項の政令で定める数は、百人とする。

(規約の変更)

第二十八条の三 法第七条の十一第三項の政令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 法第七条の十一第一項第一号に掲げる事項（事務所の開設又は廃止があつた場合における同号に掲げる事項を除く。）

二 法第七条の十一第一項第三号に掲げる事項（設立事業場（同号に規定する設立事業場をいう。以下同じ。）の増加又は減少があつた場合における同号に掲げる事項を除く。）

三 法第七条の十一第一項第十三号に掲げる事項

四 その他厚生労働大臣の定める事項

(設立の公告等)

第二十八条の四 基金は、法第七条の九第一項に規定する設立の認可を受けたときは、四週間以内に、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 基金の名称

二 事務所の所在地

三 役員の氏名及び住所

四 設立事業場の名称及び所在地

五 設立の認可を受けた年月日

第二十八条の五 理事長は、規約の定めるところにより、毎事業年度一回、通常代議員会を招集しなければならない。

一 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。

二 代議員会の招集は、急施を要する場合を除き、開会日の五日前までに、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示し、規約で定める方法に従つて行わなければならない。

(代議員会の招集)

第二十八条の六 代議員会は、代議員の定数（第二十八条の八の規定により議決権行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(代議員会の議事)

第二十八条の七 代議員会の議事は、法及びこの政令に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

二 規約の変更（第二十八条の三各号に掲げる事項に係るものをお除く。）の議事は、代議員の定数の三分の二以上の多数で決する。

三 代議員会においては、第二十八条の五第三項の規定によりあらかじめ示した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の三分の二以上の同意があつた場合は、この限りでない。

(代議員の除外)

第二十八条の八 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができるない。ただし、代議員会の同意があつた場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第二十八条の九 代議員は、規約の定めるところにより、第二十八条の五第三項の規定によりあらかじめ示された事項につき、書面をもつて、又は代理人により、議決権又は選挙権行使することができる。ただし、他の代議員でなければ、代理人となることができない。

前項の規定により議決権又は選挙権行使する者は、代議員会に出席した者とみなす。

代理人は、代理権を証する書面を代議員会に提出しなければならない。

第二十八条の十 代議員会の会議については、会議録を作成し、出席した代議員の氏名並びに議事の経過の要領及び結果を記載しなければならない。

(会議録)

第二十八条の十一 基金は、厚生労働省令で定める事項を記載した加入員に関する原簿を基金の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。

(加入員原簿の備付け)

第二十八条の十二 法第七条の十八第二項第五号の政令で定める理由は、勤労者財産形成貯蓄（法第六条の二第一項第二号に規定する勤労者財産形成貯蓄をいう。以下同じ。）を有していない者となり、かつ、信託の受益者等とされた勤労者又は預貯金等に係る受益者とされた勤労者以外の者となつたこととする。

(加入員でなくなるものとされる理由)

第二十八条の十三 法第七条の十九第三号の政令で定める金銭の支払は、第二十七条の二十第一号に掲げる方法により支払われる給付金の支払とする。

(一括支払機関の指定等の届出)

第二十八条の十四 勤労者財産形成基金契約について法第七条の二十一第一項に規定する財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行う者（以下この条において「一括支払機関」という。）の指定又はその変更があつたときは、当該契約を締結している基金及び当該指定又は変更により一括支払機関とされた信託会社等又は銀行等は、遅滞なく、厚生労働大臣に対し、書面によりその旨を届け出なければならない。

(第一種財産形成基金給付金に係る保全措置)

第二十八条の十五 基金は、第二種勤労者財産形成基金契約を締結したときは、当該契約に係る法律第六条の三第三項第五号に規定する払戻金等の支払に係る債権を目的とし、当該契約に基づきその者について預入金等の払込みが行われる加入員の第二種財産形成基金給付金の支払に係る債権を被担保債権とする質権を設定することその他これに準ずる措置を講ずるものとする。

(法第七条の二十六第一項第四号の政令で定める数)

第二十八条の十六 法第七条の二十六第一項第四号の政令で定める数は、二十人とする。

(解散の公告等)

第二十八条の十七 基金は、解散したときは、二週間以内に、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 基金の名称

二 事務所の所在地

三 設立事業場の名称及び所在地

四 解散の理由

五 解散の年月日

<p>2 基金は、清算人が就任し、又は退任したときは、一週間以内に、その氏名及び住所を公告しなければならない。これらの事項に変更を生じたときも、同様とする。</p> <p>3 第二十八条の四第五項の規定は、前二項の規定による公告について準用する。</p> <p>(厚生労働省令への委任)</p> <p>第二十八条の十八 この節に規定するもののほか、基金の設立及び解散その他基金に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>
<p>第二十九条 削除</p> <p>第三章 勤労者の持家建設の推進等に関する措置</p> <p>(事業主団体の範囲)</p> <p>第三十条 法第九条第一項の事業主で組織された法人で政令で定めるものは、第十四条の五に規定する事業主団体とする。</p> <p>(住宅資金の貸付けを受ける勤労者の範囲)</p> <p>第三十一条 法第九条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 住宅資金の貸付けの申込みの日（以下「貸付申込日」という。）の二年前の日から貸付申込までの期間内に、当該勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく法第六条第一項第一号イに規定する預入等、同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込み、同項第二号の二イに規定する保険料の払込み、同項第三号イに規定する金銭の積立て若しくは債券の購入、同項第一号イに規定する預入等、同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込み、同項第三号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込み又は同項第三号イに規定する保険料の払込み（以下「定期預入等」と総称する。）に係る金銭の払込みを行つたことがあること。</p> <p>二 前号の定期預入等に係る金銭の払込みを行つた日まで継続して一年以上の期間にわたつて、当該勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく定期預入等に係る金銭の払込みを行つていたこと。</p> <p>三 貸付申込日において、五十万円以上の額の勤労者財産形成貯蓄を有していること。</p> <p>四 前号に掲げる要件のほか、住宅（当該勤労者の住所に存することとなるものに限る。）の建設又は購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）の貸付けにあつては、当該勤労者について、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第八十七条の規定による改正前の法第九条第一項第一号の（福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主の範囲）</p> <p>第三十二条 法第九条第一項の政令で定める事業主は、その構成員である事業主のうち常時雇用する勤労者の数が百人以下であるものの割合が厚生労働省令で定める割合以上である事業主団体の構成員である事業主とする。</p> <p>（法第九条第一項の貸付限度額）</p> <p>第三十三条 法第九条第一項の政令で定める額は、四千万円とする。</p> <p>（事業主団体等の範囲に係る割合）</p> <p>第三十四条 法第九条第一項第一号の政令で定める割合は、二分の一とする。</p> <p>第三十五条 転貸貸付けに係る負担軽減措置</p> <p>は、当該転貸貸付けに係る住宅資金の償還を、当該転貸貸付けに係る勤労者の退職その他の厚生労働省令で定める理由が生ずるに至つた場合を除き、次の各号に掲げる要件を満たす割賦償還の（機構の行う貸付けに係る負担軽減措置）</p> <p>（法第九条第一項の貸付限度額）</p>
<p>第三十六条 転貸貸付けに係る貸付金の利率を割賦償還に係る利率として計算した場合の額から転貸貸付相当額の一パーセントに相当する額（その額が三万円を超えるときは、三万円）を控除した額以下の額とすること。</p> <p>二 債還期間（増額貸付けを行う場合には、転貸貸付相当額についての債還期間）を当該転貸貸付けに係る貸付金の償還期間に相当する期間以上の期間とすること。</p> <p>一 転貸貸付けを受けようとする事業主団体が前項に規定する措置の全部又は一部を講じていない場合において当該転貸貸付けに係る貸付金により当該事業主団体が行う住宅資金の貸付けを受けようとする勤労者を雇用する事業主が講ずべき法第九条第二項第二号の政令で定める措置は、前項に規定する措置を勘案して厚生労働省令で定める措置とする。</p> <p>（勤労者財産形成持家融資に係る貸付金の利率等）</p> <p>第三十六条 転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けに係る貸付金の利率は、法第十一条に規定する中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十五条の二第一項及び第二項の規定に基づく借入金又は独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十九条第一項若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の借入金の利率並びに財形住宅債券又は住宅金融支援機構財形住宅債券の利率及び発行の価額により計算して得られるこれらの債券の利回りを勘案して求められる転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利の動向その他の事情を考慮して機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率（以下「貸付基準利率」という。）とする。</p> <p>2 転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けに係る貸付金の償還期間は、住宅の建設又は新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものをいう。以下この項において同じ。）の購入に係る貸付金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）にあつては三十五年以内とし、既存住宅（購入に係る住宅で、新築住宅以外のものをいう。次項において同じ。）の購入に係る貸付金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）にあつては二十五年以内（厚生労働省令・国土交通省令で定める基準に該当する耐久性を有する住宅にあつては三十五年以内）とし、住宅の改良に係る貸付金にあつては二十年以内とする。</p> <p>3 転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けに係る住宅（既存住宅及び前項の住宅の改良に係る住宅を除く。）は、必要な安全性及び良好な居住性を有するとともに、厚生労働省令・国土交通省令で定める基準に該当する耐久性を有するものでなければならない。</p> <p>4 沖縄振興開発金融公庫の行う法第十条第一項本文の住宅資金の貸付けに係る貸付金の利率及び償還期間並びに住宅の基準については、前各項の規定に準じて沖縄振興開発金融公庫の業務方法書で定めるところによる。</p> <p>第三十七条 転貸貸付けに係る貸付金による住宅資金の貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う法第十条第一項の住宅資金の貸付けを受けた勤労者が、災害その他特別の事由により、当該貸付けを受けた住宅資金の元利金の支払が著しく困難となつた場合における当該転貸貸付けの貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の行う同項の住宅資金の貸付けの条件の変更に關しては、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定めるところによる。</p> <p>第三十八条 第三十条から前条までに規定するもののほか、転貸貸付けに係る貸付金の限度額その他の独立行政法人住宅金融支援機構の行う同項の貸付け又は</p>

沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項の貸付けに關しては、それぞれ独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の業務方法書で定めるところによる。

(勤労者財産形成貯蓄契約に係る勤労者財産形成貯蓄の住宅建設費等への充当)

第三十九条 持家資金貸付けを受ける勤労者は、当該貸付けに係る貸付申込日において勤労者財産形成貯蓄に係る勤労者財産形成貯蓄の住宅建設費等への充当)の規定による。勤労者財産形成持家融資の原資)

第四十条 法第十一条の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 法第十一条に規定する資金の調達のための同条に規定する中小企業退職金共済法第七十五条の二第一項及び第二項の規定に基づく借入金、独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項又は独立行政法人通則法第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の借入金、沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金並びに共済組合等の借入金(第四十二条において「持家融資のための借入金」という。)の額の当該年度の末日における残高の合計額

二 既に発行された法第十一条に規定する財形住宅債券、雇用・能力開発債券、住宅金融支援機構財形住宅債券、住宅金融公庫財形住宅債券又は沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券(第四十二条において「財形住宅債券等」という。)のうち当該年度の末日においてまだ償還されていないものの発行価額の合計額

第四十一条 法第十一条の前々年の九月三十日の残高のうち政令で定める額は、当該残高の三分の一に相当する額とする。

(資金の調達)

第四十二条 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結した金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、法第十一条に規定する資金の需要に応じて行われる当該資金の調達に係る協力を求められたときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額が当該各号に規定する日の属する年度の末日の属する年の前々年の九月三十日における同条に規定する預貯金等で当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社に係るもの残高の三分の一に相当する額に達するまでは、当該資金の調達に応じなければならない。

一 金融機関等(金融商品取引業者を除く。以下この号において同じ。)、生命保険会社等又は損害保険会社次に掲げる額の合算額

イ 持家融資のための借入金に係る当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社の貸付金の額の当該調達に応ずべき日における残高の合計額

ロ 当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社が当該調達に応ずべき日までに引き受けた財形住宅債券等の発行価額の合計額から、当該財形住宅債券等のうち同日までに償還があつたものの発行価額の合計額を控除した額

二 金融機関等(金融商品取引業者に限る。以下この号において同じ。)当該金融機関等が当該調達に応ずべき日までに引き受けた財形住宅債券等の発行価額の合計額から、当該財形住宅債券等のうち同日までに償還があつたものの発行価額の合計額を控除した額

2 法第十二条第一項の資金の調達の方法及び条件は、法第十一条に規定する預貯金等の利回り、金融情勢等を勘案して適正に定められなければならない。

第四十二条の二 法第十二条第二項の金融機関及び生命共済の事業を行う者で、政令で定めるものは、株式会社商工組合中央金庫とする。

第四章 雜則

(事務代行団体である中小企業の事業主の範囲)

第四十三条 法第十四条第一項の政令で定める額は、三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については一億円)とする。

2 法第十四条第一項の政令で定める数は、三百人(小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業主については百人)とする。

(船員に関する特例)

第四十四条 船員(法第十六条第一項に規定する船員をいう。以下この条において同じ。)のみに關して締結された勤労者財産形成給付金契約及び勤労者財産形成基金契約については、第二章第二節及び第三節中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」とし、船員及び船員以外の勤労者に關して締結された勤労者財産形成給付金契約及び勤労者財産形成基金契約については、これらの節中「厚生労働省令」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令」とあるのは「厚生労働省令・国土交通大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び国土交通大臣」とする。

2 加入員が船員のみである基金については、第二章第四節中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とし、加入員が船員及び船員以外の勤労者である基金については、同節中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令」とする。
3 船員に對してのみその業務を行う福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主について、第三十二条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とし、船員及び船員以外の勤労者に對してその業務を行う福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主については、同条中「厚生労働省令」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令」とする。

附 則

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

(中小企業の勤労者に係る勤労者財産形成持家融資の利率に關する暫定措置)

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成二十三年法律第二十六号)附則第二条第一項の規定による解散前の独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「旧雇用・能力開発機構」という)又は独立行政法人住宅金融支援機構附則第三条第一項の規定による解散前の住宅金融公庫(以下「旧公庫」という。)が昭和六十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に申込みを受理した転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、中小企業の事業主(その資本金の額又は出資の総額が厚生労働省令で定める額を超えない事業主及びその常時雇用する勤労者の数が厚生労働省令で定める数を超えない事業主をいう。附則第五項において同じ。)に雇用される勤労者(その所得が千二百五万円以下である者に限る。附則第五項において同じ。)に係るもので、かつ、床面積が百二十五平方メートル以下である住宅(当該勤労者の住所に存することとなる住宅に限る。)の建設又は購入(第三十六条第二項に規定する新築住宅の購入に限る。)に係るもの(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。)の利率は、第三十六条第一項の規定にかかるらず、当該貸付けの日における貸付金の金額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該区分された金額の区分に応じ当該各号に定める率とする。

1 七百十万元以下の金額(イ及びロに掲げる期間の区分に応じ、それぞれイ及びロに定める率)
イ 当該貸付けの日から五年を経過する日(ロにおいて「五年経過日」という。)までの期間貸付基準利率から年二パーセントを減じて得た率以上貸付基準利率以下の範囲内で、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率
ロ 五年経過日後期間貸付基準利率に相当する率として、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

2 七百十万元を超える金額(貸付基準利率に相当する率として、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率)
前項の「所得」とは、旧雇用・能力開発機構又は旧公庫が同項に規定する貸付けの申込みを受理した日の属する年の前年(当該申込みを受理した日の属する月が一月から三月までである場合

には、前々年）における所得税法第二編第二章第一節から第三節までの規定の例に準じて算出した所得金額（退職所得の金額、一時所得の金額等継続的でない所得の金額がある場合又は給与所得者が就職後一年を経過しない場合等において当該所得金額によることが著しく不適当である場合には、旧雇用・能力開発機構又は旧公庫若しくは独立行政法人住宅金融支援機構が厚生労働大臣又は国土交通大臣及び財務大臣の承認を得て定めるところにより認定した額）の合計額をいいう。

4 沖縄振興開発金融公庫が昭和六十二年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に申込みを受理した独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金については、第三十六条第四項中「前各項」とあるのは、「前各項並びに附則第二項及び第三項」として同項の規定を適用する。

5 附則第二項の規定は、勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成四年政令第三百八十一号）の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間（次項において「特例期間」といいう。）において旧雇用・能力開発機構又は旧公庫が申込みを受理した転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、中小企業の事業主に雇用される勤労者に係るもので、かつ、床面積が百二十五平方メートル以下である第三十六条第二項に規定する既存住宅のうちその規模その他の厚生労働省令・国土交通省令で定める事項について厚生労働省令・国土交通省令で定める基準に適合するもの（当該勤労者の住所に存することとなる既存住宅に限る。）の購入に係るもの（当該既存住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得に係る貸付金を含む。）の利率について適用する。

6 特例期間において沖縄振興開発金融公庫が申込みを受理した独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金については、附則第四項の規定にかかるわらず、第三十六条第四項中「前各項」とあるのは、「前各項並びに附則第二項（附則第五項（附則第五項において準用する場合を含む。）及び第三項）として、同項の規定を適用する。

7 阪神・淡路大震災に係る勤労者に対する利率、償還期間等に関する特例

8 前項の規定により据置期間が設けられている貸付金に係る旧転貸貸付けに対する第三十五条の適用については、同条第一項第二号中「期間とする」とあるのは「期間とし、かつ、当該転貸貸付相当額について当該転貸貸付けに係る貸付金があつては、一年以内」の据置期間に相当する期間以上との据置期間を含まないものとする。

9 前項の規定により据置期間が設けられている貸付金に係る旧転貸貸付けに対する第三十五条の適用については、同条第一項第二号中「前項」とあるのは「附則第八項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

復旧期間に旧事業団又は旧公庫が申込みを受理した転貸貸付け又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

復興住宅の建設若しくは購入に係るもの又は補修に係るもの利率は、第三十六条第一項の規定にかかわらず、当該貸付けの日における貸付金の金額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該区分された金額の区分に応じ当該各号に定める率とする。

一 九百九十万円以下の金額 貸付基準利率から年〇・五パーセントを減じて得た率以上貸付基

準利率以下の範囲内で、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率

二 九百九十万円を超える金額 貸付基準利率に相当する率として、機構又は独立行政法人住宅

金融支援機構の業務方法書で定める率

前項に規定する貸付金（復興住宅の補修に係るもの除外。）に対する附則第二項（附則第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第二項中「第三十六条第一項」とあるのは、「第三十六条第一項及び附則第九項」と、同項第一号イ中「業務方法書で定める率」とあるのは、「業務方法書で定める率。ただし、その率が附則第九項第一号に定める率を超える場合にあつては、同号ロ中「貸付基準利率に相当する率」として、機構又は独立行政法人住宅金融支援機構の業務方法書で定める率とする」と、同号ロ中「貸付基準利率に相当する率」とあるのは、「附則第九項第一号に定める率」と、同項第二号中「貸付基準利率に相当する率」とあるのは、「貸付基準利率に相当する率（九百九十万円以下の金額にあつては、附則第九項第一号に定める率に相当する率）」と

する。

11 復旧期間に沖縄振興開発金融公庫が申込みを受理した独立行政法人住宅金融支援機構法附則第十六条の規定による改正前の法第十条第一項本文の貸付けに係る貸付金のうち、復興住宅の建設又は購入に係るものに相当するものについては、附則第四項及び第六項の規定にかかるわらず、第三十六条第四項中「償還期間並びに住宅の基準」とあるのは、「償還期間」と、「前各項」とあるのは、「勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第二百二十七号）による改正前の第三項並びに附則第十項の規定により読み替えて適用する附則第二項（附則第五項において準用する場合を含む。）、附則第三項及び附則第九項」として同項の規定を適用する。

勤労者財産形成持家融資等の原資に関する暫定措置

12 法附則第二条の規定により機構が沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、法第十条第二項本文の貸付け又は法第十五条第二項の貸付けに必要な資金を貸し付けた場合においては、第四十条中「合算額」とあるのは、「合算額から法附則第二条の規定に係る沖縄振興開発金融公庫及び共済組合等の借入金の額の当該年度の末日における残高を控除した額」とする。

附 則（昭和四七年二月一八日政令第二四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年六月二〇日政令第二一三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年六月二一日政令第一八六号）抄

1 （施行期日） この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の次に二十六条を加える改正規定中第四条、第九条、第十二条（財産形成給付金に係る部分に限る。）及び第十五条から第二十八条までに係る部分並びに附則第四項の規定 昭和五十年十月一日

二 第二条第一項の改正規定中「除く。」の下に「及び郵便貯金（郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金を除く。）を加える部分

昭和五十一年一月一日

三 第三条の次に二十六条を加える改正規定中第二十九条に係る部分及び附則第五項の規定 昭和五十年四月一日

四 第三条の次に二十六条を加える改正規定中第十四条第二項に係る部分、第五条の改正規定中「者とする」を「者で、その者について転貸貸付けが行われていないもの又は住宅金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の行う法第十条第一項本文の貸付けを受けていないものとする」

前の日である場合には、同月一日。以下この条において同じ。)以後における新法第六条第一項第一号ハに規定する預入等に係る金銭の払込みが行われる預貯金等の属する改正後の勤労者財産形成促進法施行令(以下「新令」という。)第十三条の二(第二項)の規定による労働省令で定める預貯金等の区分(次項において「預貯金等の区分」という。)、当該金銭の払込みの方法、同号イに規定する預入等に係る金銭の払込みを行う時期及び期間並びに最後の同号イに規定する預入等の日

(2) 年金の支払の時期及び期間並びに最初の年金の支払の日

(3) 一回当たりに支払われるべき年金の額の算定方法

(4) 預貯金等及びこれに係る利子又は収益の分配(以下「利子等」という。)の払出し、譲渡又は償還が行われる場合における当該払出し、譲渡又は償還の理由

ロ 繼続勤労者財産形成貯蓄契約が、新法第六条第一項第二号に規定する生命保険契約等(以下この条において「生命保険契約等」という。)である場合 次に定める事項

(1) 勤労者財産形成貯蓄引継契約を締結した日以後における保険料又は共済掛金の払込みが行われる生命保険契約等の属する新令第十三条の七第二項の規定による労働省令で定める生命保険契約等の区分(次項において「生命保険契約等の区分」という。)、保険料又は共済掛金の払込みの方法、新法第六条第二項第二号イに規定する保険料又は共済掛金の払込みを行いう時期及び期間並びに最後の同号イに規定する保険料又は共済掛金の払込みの日

(2) イ (2) 及び (3) に掲げる事項

(3) 保険金、共済金その他新令第十三条の九に定める金銭の支払が行われる場合における当該支払の理由

(4) 新令第十三条の十各号に掲げる保険金又は共済金の額

(5) 被保険者又は被共済者と年金受取人との関係

(6) 剰余金の分配又は割戻しが行われる場合における当該剰余金又は割戻金に係る差益の種類

二 繼続勤労者財産形成貯蓄契約を締結している勤労者が、当該継続勤労者財産形成貯蓄契約を新法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当する契約(以下「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。)に変更しようとする場合 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 繼続勤労者財産形成貯蓄契約が預貯金等の預入、信託又は購入に関する契約である場合 次に定める事項

(1) 勤労者財産形成貯蓄引継契約を締結した日以後における新法第六条第一項第一号ハに規定する預入等に係る金銭の払込みの方法並びに同号イに規定する預入等に係る金銭の払込みを行う時期及び期間

(2) 預貯金等及びこれに係る利子等の払出し、譲渡又は償還が行われる場合における当該払出し、譲渡又は償還の理由及び方法

(3) 持家としての住宅の取得のための対価から新法第六条第四項第一号ロに規定する頭金等を控除した残額に相当する金額がある場合における当該金額の金銭の支払方法

ロ 繼続勤労者財産形成貯蓄契約が生命保険契約等である場合 次に定める事項

(1) 勤労者財産形成貯蓄引継契約を締結した日以後における保険料又は共済掛金の払込みを行いう時期及び期間

(2) 该支払の理由及び方法

(3) 及び期間

(2) 保険金、共済金その他新令第十四条の八に定める金銭の支払が行われる場合における当該支払の理由及び方法

3 新法第六条第四項第二号ニに定めるところにより支払われる保険金又は共済金の額

(4) (3) イ (3) に掲げる事項

(5) 被保険者又は被共済者と新法第六条第四項第二号ハに定める保険金、共済金その他の金銭の受取人との関係

(6) 前号ロ (6) に掲げる事項

4 繼続勤労者財産形成貯蓄契約を締結している勤労者が、改正法附則第二条第一項各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める日までの間に、同一の金融機関等(新法第六条第一項第二号に規定する金融機関等をいう。以下同じ。)又は生命保険会社等(新法第六条第一項第二号に規定する生命保険会社等をいう。以下同じ。)との勤労者財産形成貯蓄引継契約に基づき改正法附則第二条第一項に定める事項及び前項第一号イ又はロに定める事項を定めた場合において、その定めた事項が新法第六条第二項第一号(イを除く。)又は第二号(イを除く。)に定める要件を満たすとともに、当該勤労者財産形成貯蓄引継契約に基づき定めた同条第一項第一号イに規定する預入等に係る金銭の払込み又は同条第二項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込みが、同項第一号ロ又は同項第二号ロに規定する年金支払開始日の前日までの間に限り、定期に(当該継続勤労者財産形成貯蓄契約に基づく同条第一項第一号イに規定する預入等に係る金銭の払込み又は同項第二号イに規定する保険料又は共済掛金の払込みが行われた期間が五年未満であるときは、五年から当該継続勤労者財産形成貯蓄契約に基づく同項第一号イに規定する預入等に係る金銭の払込み又は同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込みが行われた期間を減じて得た期間以上の期間にわたつて定期に)、同条第二項第一号イ又は同項第二号イの政令で定めるとところにより行われるものであり、かつ、当該勤労者財産形成貯蓄引継契約に基づき定めた同条第一項第一号イに規定する預入等が行われる預貯金等の属する預貯金等の区分又は同条第二項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込みが行われる生命保険契約等の属する生命保険契約等の区分が、当該継続勤労者財産形成貯蓄契約に基づき同条第一項第一号イに規定する預入等が行われた預貯金等の属する預貯金等の区分又は同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込みが行われた生命保険契約等の属する生命保険契約等の区分と同一であるときは、当該継続勤労者財産形成貯蓄契約は、当該勤労者財産形成貯蓄引継契約に基づき定めた事項をその内容とする当該金融機関等又は生命保険会社等を相手方とする勤労者財産形成年金貯蓄契約に該当するものに変更されたものとみなす。

5 繼続勤労者財産形成貯蓄契約を締結している勤労者が、昭和六十三年九月三十日までの間に、同一の金融機関等又は生命保険会社等との勤労者財産形成貯蓄引継契約に基づき改正法附則第二条第一項に定める事項及び第二項第二号イ又はロに定める事項を定めた場合において、その定めた事項が新法第六条第四項第一号(イを除く。)又は第二号(イを除く。)に定める要件を満たし、かつ、当該勤労者財産形成貯蓄引継契約に基づき定めた同条第一項第一号イに規定する預入等に係る金銭の払込み又は同条第四項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込みが定期に(当該継続勤労者財産形成貯蓄契約に基づく同条第一項第一号イに規定する預入等に係る金銭の払込み又は同項第二号イに規定する保険料若しくは共済掛金の払込みが行われた期間に減じて得た期間以上の期間にわたつて定期に)行われるものであるときは、当該継続勤労者財産形成貯蓄契約は、当該勤労者財産形成貯蓄引継契約に基づき定めた事項をその内容とする当該金融機関等又は生命保険会社等を相手方とする勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものに変更されたものとみなす。

6 繼続勤労者財産形成貯蓄契約を締結している勤労者が、勤労者財産形成貯蓄引継契約を締結しようとするときは、当該勤労者を雇用する事業主を経由して、その旨を金融機関等又は生命保険会社等に申し出るものとする。

2 1

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第三十七条第一項第一号イ及びロ並びに附則第三項第一号イの規定は、雇用促進事業団が平成五年十二月二十二日以後に申込みを受理した勤労者財産形成促進法第九条第一項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理した同法第十条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこれらの貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月九日政令第三二一號）

この政令は、公布の日から施行する。

改正後の第三十七条第一項第一号イ及びロ並びに附則第三項第一号イの規定は、雇用促進事業団が平成六年一月二十六日以後に申込みを受理した勤労者財産形成促進法第九条第一項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理した同法第十条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこれらの貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月三一日政令第一一七號）

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

改正後の第十四条の二十四の規定は、この政令の施行の日以後に第十四条の二十三各号に定める事由に該当することとなる勤労者について適用する。

附 則（平成六年四月一八日政令第一一二四號）

この政令は、平成六年四月二十二日から施行する。

改正後の第三十七条第一項第一号イ及びロ並びに附則第三項第一号イの規定は、雇用促進事業団がこの政令の施行の日以後に申込みを受理する勤労者財産形成促進法第九条第一項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理する同法第十条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこれらの貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成六年六月一四日政令第一一八〇號）

この政令は、公布の日から施行する。

改正後の第三十七条第一項第一号イ及びロ並びに附則第三項第一号イの規定は、雇用促進事業団が平成六年四月一日以後に申込みを受理した勤労者財産形成促進法第九条第一項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理する同法第十条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこれらの貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成六年七月一五日政令第一二三六號）

この政令は、公布の日から施行する。

改正後の第三十七条第一項第一号イ及びロ並びに附則第三項第一号イの規定は、雇用促進事業団が平成六年六月十七日以後に申込みを受理した勤労者財産形成促進法第九条第一項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理する同法第十条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこれらの貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成六年九月九日政令第二一八九號）

この政令は、公布の日から施行する。

改正後の第三十七条第一項第一号イ及びロ並びに附則第三項第一号イの規定は、雇用促進事業団が平成六年九月十三日以後に申込みを受理する勤労者財産形成促進法第九条第一項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理する同法第十条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこれらの貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成六年九月三〇日政令第三二〇號）

この政令は、平成六年十月三日から施行する。

附 則（平成六年一一月二日政令第三八二號）

この政令は、平成六年十二月六日から施行する。

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

（勤労者財産形成持家融資の利率の引下げに関する経過措置）

改正後の第三十七条第一項第一号イ及びロ並びに附則第三項第一号イの規定は、雇用促進事業団が平成七年二月十五日以後に申込みを受理した勤労者財産形成促進法（以下「法」という。）第九条第一項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理した法第十条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこれらとの貸付けについては、なお従前の例による。

（分譲貸付け等及び転貸貸付けの貸付条件の変更に関する経過措置）

改正後の第三十七条の三の規定は、法第九条第一項の貸付けに係る貸付金の平成七年一月十七日以後の返済について適用し、当該貸付金に係る同日前の返済については、なお従前の例による。

（阪神・淡路大震災に係る勤労者に対する利率に関する特例に係る貸付けに係る貸付金の平成七年一月十七日以後の返済について適用し、当該貸付金に係る同日前の返済については、なお従前の例による。）

平成七年一月十七日から同年二月十四日までの間に雇用促進事業団又は住宅金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫が申込みを受理した法第九条第一項第三号の貸付け又は法第十条第一項本文の貸付けに対する附則第十三項から第十五項までの規定の適用については、附則第十三項中「年四・一ペーセント」とあるのは「年四・一五ペーセント」と、附則第十四項中「附則第十三項第一号」とあるのは「勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第六十一号）附則第四項の規定により読み替えて適用する附則第十三項第一号」と、附則第十五項中「附則第十三項」とあるのは「勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第六十一号）附則第四項の規定により読み替えて適用する附則第十三項」とする。

（この政令は、公布の日から施行する。）

附 則（平成七年三月三一日政令第一一五二號）

この政令は、公布の日から施行する。

（この政令は、公布の日から施行する。）

附 則（平成七年五月八日政令第一一九五號）

この政令は、公布の日から施行する。

（この政令は、公布の日から施行する。）

附 則（平成七年六月二日政令第二二七號）

改正後の第三十七条第一項第一号イ及びロ並びに附則第三項第一号イ及び第十三項第一号の規定は、雇用促進事業団が平成七年五月八日以後に申込みを受理した勤労者財産形成促進法第九条第一項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理した同法第十条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこれらの貸付けについては、なお従前の例による。

（この政令は、公布の日から施行する。）

附 則（平成七年六月二日政令第二二一號）

改正後の第三十七条第一項第一号イ及びロ並びに附則第三項第一号イ及び第十三項第一号の規定は、雇用促進事業団が平成七年五月八日以後に申込みを受理した勤労者財産形成促進法第九条第一項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理した同法第十条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこれらの貸付けについては、なお従前の例による。

（この政令は、公布の日から施行する。）

附 則（平成七年七月五日政令第二一八一號）

改正後の第三十七条第一項第一号イ及びロ並びに附則第三項第一号イ及び第十三項第一号の規定は、雇用促進事業団が平成七年七月五日以後に申込みを受理した勤労者財産形成促進法第九条第一項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理した同法第十条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこれらの貸付けについては、なお従前の例による。

（この政令は、公布の日から施行する。）

附 則（平成七年七月五日政令第二一八一號）

改正後の第三十七条第一項第一号イ及びロ並びに附則第三項第一号イ及び第十三項第一号の規定は、雇用促進事業団が平成七年六月七月以後に申込みを受理した勤労者財産形成促進法第九条第一項第一号イ及びロ並びに附則第三項第一号イ及び第十三項第一号の規定は、雇用促進事業団がこの政令の施行の日以後に申込みを受理する勤労者財産形成促進法第九条第一項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理する同法第十条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこれらの貸付けについては、なお従前の例による。

第一項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理した同法第十条第一項本文の規定は、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこれらの貸付けについて適用し、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこれら	2 1 改正後の第三十七条第一項第一号イ及びロ並びに附則第三項第一号イ及び第十三項第一号の規定は、雇用促進事業団が平成九年四月一日以後に申込みを受理した勤労者財産形成促進法第九条第一項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理した同法第十条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこれら
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、平成七年八月九日政令第三〇九号
附 則 (平成七年一月一〇日政令第三七六号)	附 則 (平成七年一一月八日政令第四〇〇号)
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、平成八年四月一日から施行する。
改正後の第三十七条第一項第一号イ及びロ並びに附則第三項第一号イ及び第十三項第一号の規定は、雇用促進事業団が平成七年十月十六日以後に申込みを受理した勤労者財産形成促進法第九条第一項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理した同法第十条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこれら	2 1 改正後の第三十七条第一項第一号イ及びロ並びに附則第三項第一号イ及び第十三項第一号の規定は、雇用促進事業団が平成七年十一月十三日以後に申込みを受理した勤労者財産形成促進法第九条第一項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理した同法第十条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこれら
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、平成八年三月三一日政令第八一号
この政令は、平成八年四月一日から施行する。	この政令は、平成九年五月二六日政令第二九一号
この政令は、平成八年十月一日から施行する。	この政令は、平成八年三月三一日政令第三四七号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この政令は、平成九年一月二六日政令第三四七号) 抄	第一条 この政令は、平成十年十二月一日から施行する。
附 則 (平成八年三月三一日政令第八一号)	附 則 (平成一〇年一月二六日政令第三四七号) 抄
この政令は、平成九年四月一日から施行する。	この政令は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成八年三月三一日政令第三四七号) 抄	附 則 (平成一〇年一月二六日政令第三四七号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この政令は、平成九年十月一日から施行する。ただし、第十四条の二十三に二号を加える改正規定(同条第五号に係る部分に限る)並びに次条第二項並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)	2 1 改正後の勤労者財産形成促進法施行令(以下この条において「新令」という。)第一節の改正後勤労者財産形成促進法施行令(以下この条において「新令」という。)第一節の改正規定(同条第五号に係る部分に限る)並びに次条第二項並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。
第二条 改正後の勤労者財産形成促進法施行令(以下この条において「新令」という。)第一節の改正規定(同条第五号を除く。)の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新令第十四条の二十三第五号に定める事由に該当することとなる勤労者について適用し、新令第一節の七の規定は、施行日以後に新令第十四条の三十一各号に定める事由に該当することとなる勤労者について適用する。	2 1 改正後の勤労者財産形成促進法施行令(以下「新令」という。)第三十七条第一項から第三項まで及び附則第三項(新令附則第六項において準用する場合を含む。)の規定は、雇用促進事業団がこの政令の施行の日以後に申込みを受理する勤労者財産形成促進法(以下「法」という。)第九条第一項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理する法第十条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこれらの貸付け(改正前の勤労者財産形成促進法施行令附則第十一項に規定する貸付金に係るもの)を除く。については、なお従前の例による。
新令第十四条の二十三第五号の規定は、平成八年十一月八日以後の日に規定する業務の停止を命ぜられた同号に規定する財形貯蓄取扱機関を当該業務の停止を命ぜられた日において勤労者財産形成促進法第六条の二第一項第二号に規定する勤労者財産形成貯蓄契約等の相手方とする勤労者について適用する。	3 新令第三十九条の三第一項の規定は、雇用促進事業団がこの政令の施行の日以後に申込みを受理する法第十条第一項第二号の貸付けについて適用し、雇用促進事業団が同日前に申込みを受理した当該貸付けについては、なお従前の例による。
新令第二十九条の三の規定は、施行日以後に財産形成貯蓄活用給付金を支払う事業主について適用する。	附 則 (平成一一年九月二〇日政令第二七六号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。	(施行期日)
附 則 (平成九年四月一〇日政令第一五〇号)	第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法(以下「法」という。)の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。
この政令は、公布の日から施行する。	(勤労者財産形成促進法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第十五条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法施行令第二十九条第二項若しくは第三項、第二十九条の二又は第二十九条の三の規定に基づき雇用促進事業団が行つた助成金又は奨励金の支給は、それぞれ第十五条の規定による改正後の勤労者財産形成促進法施行令第二十九条	2 1 改正後の勤労者財産形成促進法施行令(以下「新令」という。)第三十六条第二項並びに第三十七条第一項及び第二項の規定は、雇用促進事業団が平成九年四月一日以後に申込みを受理した勤労者財産形成促進法(以下「法」という。)第九条第一項の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理した法第十条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用促進事業団が同日前に申込みを受理公庫が同日前に申込みを受理したこれらの貸付けについては、なお従前の例による。

第二項若しくは第三項、第二十九条の二又は第二十九条の三の規定に基づき雇用・能力開発機構が行った助成金又は奨励金の支給とみなす。

2 雇用促進事業団が行つた法附則第二十九条の規定による改正前の労働者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第九条第一項第一号、第二号若しくは第三号の貸付け又は同法第十条の三第一項の貸付けは、それぞれ雇用・能力開発機構が行つた法附則第二十九条第一項第一号、第二号若しくは第三号の貸付け又は同法第十条正後の労働者財産形成促進法第九条第一項第一号、第二号若しくは第三号の貸付けとみなす。

附 則（平成一一年一二月三日政令第三八六号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年五月二六日政令第二二七号）

（施行期日） 第一条 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十七号）の施行の日（平成十二年六月二十六日）から施行する。

附 則（平成一一年六月二三日政令第三五二号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一一年七月一七日政令第四八二号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十七号）の施行の日（平成十二年六月二十六日）から施行する。

附 則（平成一一年一二月二七日政令第五五三号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年一月四日政令第四号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一三年三月三一日政令第一五八号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則（平成一四年四月一日政令第一四五号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年五月五日政令第二八六号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、新令第三十六条第三項の労働省令で定める基準に該当する耐久性を有しない住宅に係るもの（公庫承認済住宅に係るものにあつては、機構又は公庫が同年四月一日以後に申込みを受理するものを含む。）については、新令第三十六条第二項中「三十五年以内」とあるのは、「二十五年以内」ととする。この場合において、同条第三項の規定は、適用しない。

附 則（平成一五年六月一日政令第二五〇号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年一二月一八日政令第三八五号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月一日政令第二五五号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年六月一日政令第二五五号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

力開発機構が当該貸付けの申込みを受理したものに係る利率については、第四条の規定による改
正後の勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第一項に規定する貸付基準利率を下回らない範囲
内で、勤労者退職金共済機構の業務方法書で定める率とする。

第四条

平成二十三年度の末日において旧雇用・能力開発機構法第十五条第一項の規定に基づく長
期借入金のうち償還されていないものがある場合における第四条の規定による改正後の勤労者財
産形成促進法施行令第四十条の規定の適用については、同条中「法第十二条の」とあるのは「独
立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成
二十三年政令第百六十六号）第三十五条の規定により読み替えて適用する法第十二条の」と、同
条第一号中「法第十二条」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政
令の整備及び経過措置に関する政令第三十五条の規定により読み替えて適用する法第十二条」
と、「中小企業退職金共済法第七十五条の二第一項及び第三項の規定に基づく借入金」とあるの
は「中小企業退職金共済法第七十五条の二第一項及び第三項の規定に基づく借入金、独立行政法
人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）による廃止前の独立行
政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第一百七十号）第十五条第一項の規定に基づく長期
借入金」と、同条第二号中「法第十二条」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃
止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第三十五条の規定により読み替えて適用する
法第十二条」とする。

附 則（平成二十七年三月一八日政令第七四号）抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日政令第一四二号）抄

（施行期日）

第一条

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

一・二 略

三 目次の改正規定（「第三百十九条の十二」を「第三百十九条の十三」に改める部分に限る。）、

第二百二十二条の二第三項第二号の改正規定、第二百六十二条の改正規定、第三百十六条の二
の改正規定、第三百十八条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第四編第二章中第
三百十九条の十二を第三百十九条の十三とする改正規定、第三百十九条の十一の改正規定、同
条を第三百十九条の十二とする改正規定及び第三百十九条の十の次に一条を加える改正規定並
びに附則第七条第三項、第十条及び第十六条の規定 平成二十八年一月一日

附 則（平成二七年五月一五日政令第二三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行
の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。